

令和元年11月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
令和元年12月5日～6日

場 所 第4委員会室

令和元年12月5日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第5号 国営大淀川左岸土地改良事業負
担金徴収条例

○議案第6号 国営川南原土地改良事業負担金
徴収条例

○議案第7号 国営大淀川右岸土地改良事業負
担金徴収条例を廃止する条例

○議案第15号 宮崎県立自然公園条例の一部を
改正する条例

○議案第16号 卸売市場法施行条例及び宮崎県
小規模卸売市場条例を廃止する
条例

○議案第17号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条
例の一部を改正する条例

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後
の方針等について
- ・環境森林部所管工事の入札における不調・不
落対策について
- ・棚田地域振興法に関する取組について
- ・川崎市内県有地の貸付に係る優先交渉権者の
決定について
- ・漁海況変動等対策資金について

出席委員(8人)

委 員 長	野 崎 幸 士
副 委 員 長	凶 師 博 規
委 員	星 原 透
委 員	横 田 照 夫
委 員	山 下 寿
委 員	佐 藤 雅 洋
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	松 田 広 一
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	廣 津 和 夫
環 境 森 林 課 長	川 口 泰 夫
み や ざ き の 森 林 づ くり 推 進 室 長	黒 木 逸 郎
環 境 管 理 課 長	富 山 典 孝
循 環 社 会 推 進 課 長	蕪 美 知 保
自 然 環 境 課 長	田 原 博 美
自 然 公 園 室 長	藤 本 英 博
森 林 経 営 課 長	濱 砂 正 則
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	橘 木 秀 利
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	有 山 隆 史
林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長	日 高 和 孝
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	美 戸 司
工 事 検 査 監	木 嶋 誠

農政水産部

農 政 水 産 部 長	坊 菌 正 恒
-------------	---------

農政水産部次長 (農政担当)	大久津 浩
農政水産部次長 (水産担当)	毛 良 明 夫
畜産新生推進局長	花 田 広
農政企画課長	鈴 木 豪
中山間農業振興室長	小 倉 久 典
農業連携推進課長	愛 甲 一 郎
みやざきブランド 推 進 室 長	東 洋一郎
農業経営支援課長	日 高 義 幸
農業改良対策監	坂 本 美奈子
農業担い手対策室長	戸 高 朗
農産園芸課長	菓子野 利 浩
農村計画課長	小 野 正 寛
畑かん営農推進室長	酒 匂 芳 洋
農村整備課長	盛 永 美喜男
水産政策課長	福 井 真 吾
漁業・資源管理室長	林 田 秀 一
漁村振興課長	外 山 秀 樹
漁港漁場整備室長	鈴 木 宣 生
畜産振興課長	谷之木 精 悟
家畜防疫対策課長	三 浦 博 幸
工事検査監	中 山 俊 行
総合農業試験場長	甲 斐 典 男
県立農業大学校長	山 本 泰 嗣
水産試験場長	田 中 宏 明
畜産試験場長	徳 留 英 裕

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前 野 陽 子
議事課主任主事	渡 邊 大 介

○野崎委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり、行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしく申し上げます。

説明に入ります前に、お礼と御報告をさせていただきます。

最初に、11月17日に開催されました第14回「水と緑の森づくり」県民ボランティアの集いにおきましては、来賓として野崎委員長に御出席いただき、祝辞を賜りました。

また、当ボランティアの集いは、森林・林業活性化促進議員連盟との共催でございまして、山下委員にも御参加いただきました。ありがとうございました。

当日、知事表彰を受けられました緑化功労者及び学校環境緑化優秀校を初め、多くのボランティアの方々の意識の高揚が図られたものと考えております。この場をおかりしまして、お礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

それから、みやざき林業大学校長課程にお

ける来年度受講生の選考状況について御報告いたします。

林業大学校につきましては、昨日、井上委員にも御質問いただきましたけれども、高校への学校訪問など、募集活動に取り組みました結果、定員15名に対しまして、推薦選考10名、一般選考14名の受講申請がございました。うち22名が受験されまして、選考の結果、推薦選考10名、一般選考12名、合わせて22名全員が合格となり、そのうち4名は女性となっております。

本年度の研修状況等を踏まえまして、来年度の研修に向け、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御支援を賜ればと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が2件、その他報告事項が2件でございます。

まず、Ⅰの予算議案としまして、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

次に、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第15号「宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

次に、Ⅲのその他報告事項は、宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等についてなど、2項目を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

1の令和元年度環境森林部歳出予算(課別)についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。今回の補正予算

につきましては、林業専用道整備事業につきまして、国庫支出金の増等に伴う予算の増をお願いするものであります。

一般会計で表の中ほど、補正額のB列の小計の欄にごございますように、5,183万円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算は、その右側、補正後の額のCの小計にごございますとおり、233億8,937万8,000円となります。この結果、補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額Cの列の一番下、合計欄にごございますとおり、246億5,362万円となります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

2の令和元年度繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、自然環境課の山地治山事業、森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業のほか2事業におきまして、関連する工事のおくれや工法の検討に日時を要したことなどから、工期が不足し、翌年度への繰り越しが必要となったものでありまして、合計11億9,426万4,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、3の債務負担行為補正(追加)についてであります。

これは、地方創生道整備推進交付金事業で実施しております、高千穂・日之影線、乙女大橋(仮称)の橋梁上部工につきまして、令和元年度から令和2年度までの工事に必要な債務負担行為の設定をお願いするものでありまして、限度額は3億9,000万円としております。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○濱砂森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の25ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目にありますように、5,183万円の増額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、86億8,283万3,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、27ページをごらんください。

上から5行目の(事項)林業専用道整備事業費であります。補正額は5,183万円の増額であります。

これは、防災・減災、国土強靱化対策といたしまして、国庫補助決定の追加があったことにより補正を行うものであります。

事業の内容は、集中豪雨などによりまして、崩壊の危険性がある林道のり面の改良工事や安全な通行を確保するための舗装工事などを県と市町村が実施することによりまして、木材輸送や地域の生活道として利用されております林道の安全の確保を推進することとしております。

森林経営課からの説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○藤本自然公園室長 特別議案についてであります。

委員会資料の3ページをお開きください。

議案第15号「宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

県立自然公園は、県が県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地の保護や利用の増進を図ることを目的としまして、6公園、約4万7,000ヘクタールを指定しております。

1の改正の理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布されたことにより、自然公園法において、成年被後見人等が欠格事由となっている条項について、令和元年12月14日に改正されることに伴いまして、宮崎県立自然公園条例におきましても、同様の欠格条項を設けていることから改正するものであります。

この成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度につきまして、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備することを趣旨としております。

2の改正の内容であります。条例では、県立自然公園内の特にすぐれた自然景観地域につきまして、人為的な損傷等の被害を防止するために、利用人数の調整などの立入規制を行う利用調整地区を設定することができると規定されております。

また、この利用調整地区への利用者の立ち入りにつきましては、県が指定した指定認定機関が審査、認定、指導などの事務を行うことができます。この指定認定機関の欠格条項につきまして、この表にありますように、①「成年被後見人または被保佐人」を「精神の機能の障害によりその認定関係事務を的確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に、②「破産者で復権を得ないもの」を「破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者」に改正するものであります。

施行日は、3にありますとおり、令和元年12月14日としております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○太田委員 今の特別議案ですが、改正前、改正後と書いてありますけれど、このように変わったのは、同じ意味でしょうけれど、改正後のほうが具体性を持って記述してあるようですが、このように表現したほうがいいというのは、何か議論があってわかりやすくということなんですか。

○藤本自然公園室長 環境省で自然公園法の、この欠格条項の内容について検討されまして、このような条文に改めるということで、それに即する形で県の公園条例も改正するものです。より内容が具体的に、そして被後見人とか、被保佐人というのは、能力の関係で、法にこういう規定があるんですけども、そういう方々の中にもいろいろと事務的なものとか技術的なもので、能力を發揮できる方もいるということで、そういった方が排除されないようにするために、より具体的に、こういう規定を設けたということであります。

○太田委員 わかりやすくなったということですね。

○藤本自然公園室長 はい。

○太田委員 それと、自然公園内の利用調整地区のイメージがわからないのですが、これはどんなものかちょっとわかりやすく説明していただきたいのと、もう一つは、指定認定機関というのも、どういうものかわからないものですかから教えてください。

というのは、改正後の中に、「認定関係事務を適確に行うに当たって」と書いてありますが、

認定関係事務を適確に行うことが難しい人がいるというふうに読めるものですから、その辺どんなイメージなのか。

○藤本自然公園室長 この利用調整地区というのは、自然公園の中で、風景とか希少な植物等が生息している区域で保全すべきところを特別地域ということで、指定しています。その中で、通常、人は登山道や歩道等があれば出入りするんですけども、人が入ることによって自然が傷められたり、あるいは何かを持ち込むことによって生態系が崩れるといったようなおそれのあるところについては、利用調整地区ということで、人の立ち入りを制限したり、期間を定めて利用させる、そういった規制を強める地区になります。県内では、今のところありませんけれども、そういうことが想定されることから、こういう規定を設けております。

そして、この認定機関というのは、利用調整地区を利用したい方々に対して、今言ったように、人数制限とか、いろいろな禁止事項があるんですけども、そういったものについて、利用したい人が認定機関に申請するんですけども、この認定機関がそういう内容を見て、一定のルールに基づいてされる行為なのかどうかを審査し、認定して、そして利用者がその認定書をもとに利用していくという仕組みになっております。

○太田委員 わかりました。認定事務をやる機関に申請があったときに、そういう人であるかどうかの判断を認定機関がやるわけですね。私は勘違いして、認定事務をされる方にそういう人がいらっしやって採用の問題なのかなと、ちょっと勘違いしておりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する

説明を求めます。

○蕪循環社会推進課長 常任委員会資料の4ページをお開きください。

当課からは、1の宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について御説明いたします。

まず、産業廃棄物税は、(1)にありますように、循環型社会の形成に向け、九州各県で共同して産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正処理の推進を図る施策の費用に充てるため、平成17年4月から産業廃棄物税条例を施行して導入しております。

条例附則において、条例施行後5年ごとに社会情勢等を勘案して、必要に応じて検討を加えることとされておりまして、今年度は、その検討の年に当たりますことから、今回、社会情勢や課題、課税の効果を検証しましたので、来年度以降の課税方針について御報告させていただきます。

この税の概要は、(2)にありますように、最終処分、埋立と焼却処理に対して課税することで、排出抑制やリサイクルへ誘導するもので、排出事業者を納税義務者としまして、焼却処理を行う中間処理業者と最終処分業者から特別徴収していただいて、最終処分する場合にはトン当たり1,000円を、焼却処分する場合にはトン当たり800円をそれぞれに納付していただく仕組みとなっております。

次に、税収の状況についてですが、(3)にありますように、調定額ベースで、例年2億5,000万円前後の税収が上がっております。平成20年度をピークに減収が続いておりましたが、平成28年度から好景気や熊本地震による瓦れき類の処理などもございまして、増収に転じたところでございます。

右ページをごらんいただきまして、次に、税収の用途についてでございます。

(4)にありますように、平成30年度までに約29億415万円を事業費に充てておりまして、今年度は32事業に約2億9,000万円を充てておりません。

主な事業としましては、表にございますように、リサイクル施設整備支援、監視指導事業、リサイクル技術開発支援等に充てております。

次に、税導入後の効果については、(5)の①をごらんください。産業廃棄物の排出量は、全体としては増加傾向にございますが、埋め立てに当たります最終処分量は減少傾向にございます。

平成28年度以降は、好景気や熊本地震の影響もありまして、一時的に増加に転じておりますが、排出量に占める埋立量の割合は、産業廃棄物税を導入しましたときよりも低く推移しておりまして、課税の効果は上がっていると考えております。

ページをめくっていただきまして、②の不法投棄件数につきましては、平成20年度以降減少傾向にございまして、産業廃棄物税を財源とする監視指導体制の充実や普及啓発の効果が上がっているのかなと考えております。

一方で、課題となりますのが、③の排出事業者の意識についてでございます。

平成30年度に県内の排出事業者1,000社に意識調査を実施しまして、440社の回答を得ております。その結果、約8割の事業者が排出抑制等に取り組んではいるものの、取り組んでない事業者の割合が平成25年度と比べまして3.1ポイントマイナスとなっております。

今後は、排出事業者に対する意識啓発等が課題と考えているところであります。

このような税の効果や課題を踏まえまして、今後の方針でございますが、(6)の①にありますように、本税の導入により、排出量そのものはふえているんですけども、産業廃棄物の抑制につながる埋立量が減るなど、おおむね順調に進んでおりますことから、今後も本税を活用して、循環型社会の形成をさらに推進していく必要があると考えております。

九州各県も課税を継続する方向であり、広域共同で取り組むことで一層の効果が期待されますことから、本県でも継続することとしたいと考えております。

なお、5年後には、これまで同様、効果を検証してまいりたいと考えているところです。

また、去る10月8日に宮崎県産業資源循環協会と本税に係る意見交換を行ったところ、制度周知や税の活用方法などについて御要望もございましたが、課税の継続については御理解を得たところでございます。

今後は、いただいた要望にも制度運用面での確に対応、検討してまいりたいと考えておまして、2月議会におきましては、条例を所管する総務部から条例改正案が提出される予定となっております。

当課からの説明は以上であります。

○田原自然環境課長 常任委員会資料の7ページをお開きください。

環境森林部所管工事の入札における不調・不調対策についてです。

ことし10月の常任委員会におきまして、公共三部の不調・不調の状況等について説明させていただいたところでありますが、環境森林部の不調・不調率が農政水産部、県土整備部に比べて高いことから、このたび、新たに環境森林部独自の対策に取り組むことといたしましたので、

御報告いたします。

まず、環境森林部の不調・不調の発生状況ですが、(1)の①上半期(9月末時点)の発生状況の表をごらんください。

環境森林部所管工事につきましては、表の一番右にありますように、本年度は9月末までに27件の不調・不調案件が発生しており、その左側に記載しております昨年同時期と比べますと、件数で14件、率で19.7%の増加となっております。

ちなみに、表の下の米印に農政水産部と県土整備部の上半期の状況を記載しておりますが、両部局に比べまして環境森林部が特に高い状況にあります。

②の不調・不調の多い工事ですが、アの業種別では、土木一式が52件中19件、とび・土工が14件中6件などとなっております。

次に、イの価格別では3,000万円から7,000万円が32件中10件、1,500万円から3,000万円未満が18件中8件などとなっております。

また、ウの内容別では、治山工事の溪間工が31件中12件、林道工事が26件中10件などとなっております。

次に、(2)の不調・不調発生 の要因ですが、まず、①にありますように、国土強靱化等の公共予算の増加により、今年度発注する工事件数がふえていることから、建設業者の方々も手持ち工事を多く抱え、人員的に余裕がなくなっていることがあります。

また、②にありますように、県内の建設業者許可数がここ20年間で大きく減少し、同様にそこで働く従業員も減少しており、技術者や現場で作業する労働者の確保が困難となっていることがあります。これらに加えて、特に環境森林部所管工事に関しましては、③にあります

ように、地形が急峻で山間部に位置するなど、条件が厳しい現場が多いといったことがあります。このようなことから、環境森林部におきましては、不調・不落対策として、公共三部共通の取り組みに加えまして、部独自の取り組みを進めております。

まず、(3)の①既に実施してきた取り組みですが、アにありますように、治山事業における山林砂防工の適用を平成27年から実施しております。これは、傾斜が30%以上であり、道路などの平坦部から100メートル以上離れているなど、作業条件が厳しい現場で行う業務については、普通作業員より労務単価の高い山林砂防工を適用するものであります。

もう一つの取り組みが、昨年10月から取り組んでおります、イの間接工事費の地域補正であります。これは、山間僻地におきまして、役場から10キロメートル以上離れているような現場の場合、共通仮設費の率に1.3の補正係数を掛けて積算するものであります。このような取り組みを進めてまいりましたが、前述のとおり、今年度、さらに環境森林部所管工事に不調・不落が高い率で発生していることから、下の②にありますように、12月から新たな対策を講じることといたしました。

まず、アの支障木伐採等費用の積算方法の見直しであります。

これは、「標準単価で設計に計上している支障木の伐採等の費用と実際に受注業者が伐採業者に頼んで行う伐採経費に開きがある」という建設業者からの意見に対応したもので、12月以降の支障木の伐採等費用の積算では、見積もりを活用し、現場の実態をより設計に反映させることとしたところです。

次に、イの山林砂防工の適用範囲の拡大につ

いてありますが、平成27年から既に取り組んできた労務単価の高い山林砂防工の適用範囲をより拡大するものです。

具体的には2点あります。

まず、(ア)にありますように、これまで適用していなかったのり面工事を適用することといたしました。

もう一点が、(イ)にありますように、平坦部に近接した工事の適用要件を緩和するもので、これまでは急斜面での工事でも、道路などから水平距離で100メートル以上離れていなければ適用していなかったものを、20メートル以上離れていれば適用するよういたしました。

この(ア)、(イ)の見直しにより、急傾斜地などの現場条件が厳しい工事において、これまでより大幅に山林砂防工が適用できるものと考えております。

最後に、1枚めくっていただきまして、8ページをごらんください。

参考までに、今年度、新たに公共三部共通で取り組み始めました不調・不落対策を記載しております。

今後も、建設業団体等と意見交換を行い、地域の実情の把握に努め、公共三部連携して不調・不落対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

自然環境課からの説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○山下委員 不調・不落ですが、いろいろ緩和されて、業者に向けてはいろんな形になったのかなと思うのですけれども、この林道工事だけではなくて全体的に、ここに書いてあるように、業者が余りにも少なくなったことが私は一番の

原因だろうと思うんですね。

我々の町を見ても、Aクラスの業者が何件もやめられた、だから、やっぱり今後予想される大災害に備えて、環境森林部だけではなくて、相対的な業者育成を何らかの形でやらないと。業者がないから入札ができない。

説明にもあったように、手持ちをたくさん抱えて、これ以上とれないのが現状かなと思うんです。ですから、根本的なところもやらないと、ただ単純に単価だけを上げてやってもできないのが現状ではないのかなと思うんですよ。

だから、そこあたりは総合的に何か考えてもらって、業者の育成をしないと、全ての業種がそうなんですけれども、特にこの建設業は余りにも減らし過ぎたというか、やれなくなった現状が今の弊害になっているのかなという気がするものですから、そこあたりもあわせてぜひやっていただきたいなど、これはお願いですけれども、要望しておきたいと思います。

○太田委員 産業廃棄物税の関係で、これは特別徴収でされていますが、滞納は発生していませんか。

○蕪循環社会推進課長 各県税事務所で納入を年2回行っておりまして、処分業者さんとか処理業者さんに預かった税金を納めていただくのですが、滞納等は全然発生してないという報告を受けています。

○太田委員 今度は活用のほうですが、5ページの(4)の税収の使途のところ、こういうふうに使っているということですが、特に一番上の循環型社会推進総合対策事業では、リサイクル施設の整備費の補助というのがあります。こういうハード面に出しても非常に効果はあるだろうと思うんですけれども、簡単でいいんですが、補助ということで、事業者の負担もあつ

たりするんですか。

○蕪循環社会推進課長 この事業につきましては、リサイクル施設とかを整備する者に対して2分の1を補助するものでございます。

○太田委員 さらに、不法投棄を防止する廃棄物監視員を配置して、結果的には不法投棄もだんだん減ってきているということで、このあたりの効果が出ているんだろうなと思います。

そういうことで、評価しながら、ソフト的なことでありますけれど、啓発事業といったところも大事だと思いますので、うまいぐあいに予算を使っていただけるといいなと思います。

○佐藤委員 不調・不落の件ですけれども、特に環境森林部の工事は中山間地、地形が急峻な現場が多いわけです。ということは、不調・不落で、宮崎県で人口が減少している地域の工事はかどっていないということが起きる。さらに、地域が不便になる、人口が減少していく、その一番大事なところの工事が滞っているということで非常に心配しています。

ですから、この、37.5%の不調・不落の発生をいかに抑えていくかが非常に重要であります。そうしていただかないと、条件の不利なところで生活する者にとっては、さらに差が開いていく。ということは、やはり、その地域の業者、先ほど山下委員が言われたように、その地域に住む、その地域をよく知っている業者をしっかりと育てていただいて、仕事をしっかりとっていただく。そこでしっかり利益を出していただいて、人を採用していただく、人材も確保していただく、そういうことで雇用の問題もいい方向にいくと思いますので、その辺に特に力を入れていただきたい。私のような中山間地に住む者としては非常に心配します。このままずっといくと計画された仕事が進まないことになります。

よろしくをお願いします。

○田原自然環境課長 確かに、特に中山間地におきまして、建設業者の方々の役割は、大変大きいものもありますから、当然、その育成も必要だと思います。

もう一つ気になっているところが、やはり災害復旧関係工事を避けるというか、なかなか利潤が生まれにくいという話も聞いております。そういった災害復旧に関しましては、特に、その近くに住まれている方々は急いで復旧してほしいという気持ちが大変強いのですので、そういったところを地元の業者さんなりに何とかとっていただいて、早期復旧に努めたいと思います。

また、業者の育成に関しましても、適正な設計価格といいますか、予定価格をつくっていくことで適正な利潤を確保し、それが雇用を生むということもありますので、そういったことも含めて不調・不落対策にいろんな面から取り組んでいきたいと思っております。

○佐藤委員 よろしくをお願いします。要は、喜んではいけない状況が続いているということだろうと思います。その仕事をすることによって会社が無理をし、社員が無理をする、だからできないということでもありますので、よし、やってみよう、その仕事をやろうと、業者がそういう気持ちになるような環境をしっかりとつくっていただいて、そして中山間地、急傾斜地あたりの工事をどんどんやる業者がふえるようにしていただきたいと思います。

○星原委員 業者の数が減って、雇用をふやすこともなかなか難しいだろうと思うんです。ですから、やっぱり国・県・市町村の事業があるわけで、特に端境期というか、4月から6月あたりの平準化を。要するに、条件が不利だったら、なるだけ、その時期に早目に発注して、業

者の手持ち工事が少ないときにやっておかないと、夏以降には、台風とか豪雨災害がまた起きますから、余計にできなくなる状況になるので、できれば、環境森林部で、4月から6月あたりのあまり仕事がない時期に発注する、そういうことでもやっていかないと、国・県・市町村が同じ時期に発注すれば、先ほど言った、やっぱり条件のいいところ、仕事の効率のいいところ、利益幅が高いところに業者はどうしても行きたがるわけですから、そういうところを今後は狙って工夫したほうがいいのではないかなと思いますが、その辺はどう捉えているんですか。

○田原自然環境課長 委員がおっしゃられたように、工事発注時期の平準化といいますか、工期の平準化とか、そういったところの要望も大変強いものがあります。

公共三部でいろいろ考えているところなんですけれども、例えば、債務負担行為をうまく使っていくとか、それから、国の測量設計の予算を前年度にいただいて、年度を超えたらすぐ発注できるようにとか、そういったところも国にいろいろ要望しているところです。

確かに、4月から6月、特にそういった時期に業者さんも余裕があるという話を聞いておりますので、次はとにかく平準化に向けていろいろ取り組んでいきたいと考えております。

○星原委員 ぜひ、そのような方向でしていかれるようにお願いしておきます。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様方、お疲れさまでございました。
暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時43分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○坊園農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。よろしくをお願いいたします。

まず最初に、御礼を申し上げます。11月2日に開催されました、第7回九州連合ホルスタイン共進会——これは来年10月末から都城市で開催されます第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会のプレ大会でございましたけれども、これに野崎委員長を初め、星原委員、横田委員、佐藤委員、井上委員に御出席いただきました。ありがとうございました。

また、11月8日に開催しました、宮崎県農地中間管理事業推進大会、及び女性農林漁業者ネットワーク交流会には、野崎委員長、佐藤委員に御出席いただきました。まことにありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

本日は、Ⅰの予算議案、それからⅡの特別議案で、議案第5号外4件について説明いたします。

それから、Ⅲの議会提出報告では、損害賠償額を定めたことについてを説明させていただきますが、これは県有車両による交通事故と車両損傷事故に関するものでございます。

Ⅳのその他報告では、棚田地域振興法に関す

る取組についてほか2件について説明をさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、1ページでございます。

Ⅰの予算議案の議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてでございます。

歳出予算課別集計表の補正額の列、下から4行目でございますが、一般会計の合計の欄にありますように、1億5,971万7,000円の増額をお願いしておりまして、この結果、特別会計と合わせました農政水産部全体の補正後の額は、一番下の補正後の額の列にありますとおり、429億6,484万4,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど農産園芸課長から説明させていただきます。

次に2ページをごらんください。

(2)の繰越明許費（追加）についてですが、公共農村総合整備対策事業など、4事業で8億8,610万円の繰り越しの追加をお願いするものでございます。これは、関係機関との調整等に日時を要したことなどの理由によるものでございます。

次に、(3)の繰越明許費（変更）についてありますが、公共土地改良事業など3事業で10億3,148万2,000円から23億8,612万5,000円への変更をお願いするものであります。これは、用地交渉等に日時を要したことなどの理由によるものでございます。

次ページ以降の詳細につきましては、後ほど関係課・室長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございます。お手元の歳出予算説明資料の31ページをお

開きください。

農産園芸課の11月補正額は、一般会計のみで1億5,971万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、32億597万3,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

33ページをお開きください。

まず、ページ上段の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明の欄の1、宮崎の農業「強い産業づくり」対策事業について、1億2,630万1,000円の増額でございます。これは、農産物の高品質化や低コスト化などの生産条件の整備により産地強化を支援する経費でございます。今回は、ミニトマトの高度環境制御栽培ハウスやピーマンの集出荷貯蔵施設の整備につきまして、国の令和元年度当初予算に係る追加配分に伴いまして、予算の増額をお願いするものでございます。

続きまして、ページ中段の(事項)特用作物生産改善推進費の説明の欄の1、新規事業、サツマイモ基腐病緊急対策推進事業、補正予算額3,341万6,000円についてでございます。

本事業につきましては、環境農林水産常任委員会資料で御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

1、事業の目的・背景でございます。

本事業は、県内のカンショ産地で発生したサツマイモ基腐病の被害拡大を防止するため、健全な種いもへの更新等によりまして、来年作に向けた未然防止策の徹底を図るものでございます。

事業の概要は、4ページのフロー図をごらんください。

まず、カンショ産地の現状についてでございます。フロー図の左上、上段にありますとおり、昨年、サツマイモ基腐病が国内初の新奇病害として、沖縄県、鹿児島県に続きまして、本県でも確認されているところでございます。

県内では、この新奇病害、サツマイモ基腐病と従来から発生がありましたつる割病などによりまして、カンショの一連の腐敗症状を、茎・根腐敗症と総称しておりまして、昨年は南那珂地域の約2割で発生を確認したところでございます。

中でも、新たに確認されましたサツマイモ基腐病は、従来 of 病害に比べまして、感染力が大変強いということで、本年産の対策に向けまして、研修会やチラシ配布等を通して、苗の消毒、排水性の改善などの対策を講じてきたところでございますが、本年産におきましても、6月に発生が確認されまして、9月以降は台風や降雨の影響で急激に発生が拡大し、特に、被害が集中した南那珂地域では、栽培面積約750ヘクタールの約4割で発生し、大きく収量が減少するなど、甚大な被害が発生しております。

現在、産地では、来年産の感染源となります、カンショ残渣の分解促進など、処理の徹底に取り組んでいるところでございます。

このような危機的状況を踏まえまして、フロー図の中段上になりますが、サツマイモ基腐病対策として有効な4つの対策につきまして、産地の取り組みを推進していく必要があり、特に対策のポイントとなります、2の健全な苗の育成は、将来の産地維持と他産地への拡大防止のためにも重要な対策でございます。

このため、フロー図中央下の事業内容にありますとおり、県内外の未発生地域からの種いもの導入や苗の供給体制の強化など、来年作に向けた、健全な種いもや苗の更新等の支援を重点

的に推進してまいります。

また、これらの対策を実効性の高い取り組みとするために、市町村やJA、法人等で構成する地域対策協議会等を中心としまして、農家や圃場ごとの取り組みを確認しながら、個々の農家・圃場への指導、対策の徹底を図り、持続可能な産地の復興に向けた取り組みを推進してまいります。

3ページにお戻りください。

2の事業概要にございますとおり、予算額は3,341万6,000円、事業期間は令和元年度を予定しております。

なお、国におきましても、緊急的な支援事業が措置されたところでございますので、国の事業をしっかりと活用した上で、地元市とも連携しながら、今回の補正予算を有効に活用し、農家の負担軽減並びに産地の復興につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○酒匂畑かん営農推進室長 畑かん営農推進室でございます。

引き続き、常任委員会資料の5ページをごらんください。

議案第5号「国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例」についてであります。

まず、1の条例制定の理由であります。下の表、主要工事の欄に示しておりますとおり、国営事業により造成された広沢ダムの管理施設、幹線用水路及び水管理施設などの改修や、補修工事を行います国営大淀川左岸土地改良事業が本年度開始されましたことから、土地改良法第90条第2項及び第9項の規定により、市町及び受益者から徴収する負担金に関して、必要な事項を定めるものであります。

次に、2の条例の概要であります。⑴の

負担金の額につきましては、国費残の100分の50以内としております。これは、下の表の右側、市町及び受益者の欄に示しておりますとおり、今回の条例では、負担割合の大きい下の段、水管理施設の負担割合100分の50を根拠としております。

戻りまして、⑵の徴収方法につきましては、17年で徴収する元利均等年賦支払いの方法と負担金の全部または一部を徴収する方法の二通りから選択できることとしております。

続きまして、右の6ページをごらんください。

議案第6号「国営川南原土地改良事業負担金徴収条例」についてであります。

まず、1の条例制定の理由であります。下の表、主要工事の欄に示しておりますとおり、国営事業により造成された幹線用水路の補修工事と3カ所の耐震化工事を行います国営川南原土地改良事業が本年度開始されましたことから、先ほどの大淀川左岸地区と同様の規定により、町及び受益者から徴収する負担金に関して、必要な事項を定めるものであります。

次に、2の条例の概要であります。⑴の負担金の額につきましては、国費残の100分の42以内としております。これは、下の表の右側、町及び受益者の欄に示しておりますとおり、今回の条例では負担割合の大きい上の段、幹線用水路の負担割合100分の42を根拠としております。

戻りまして、⑵の徴収方法につきましては、先ほどの大淀川左岸地区と同様、二通りから選択できることとしております。

続きまして、7ページをごらんください。

議案第7号「国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例」についてであります。

1の条例廃止の理由にありますとおり、今後の負担金徴収が不要となりますことから、条例を廃止するものであります。

畑かん営農推進室からは以上であります。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

議案第16号「卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例」についてであります。

条文は、提出議案97ページに記載しておりますが、お手元の委員会資料の8ページで説明させていただきます。

1の廃止の理由でございますが、昨年6月の卸売市場法の一部改正に伴い、これまで県が条例で定めることとされていた地方卸売市場に関する手続等が法令に規定されるため、条例を廃止するものでございます。

2の廃止する期日でございますが、改正卸売市場法が施行される令和2年6月21日となります。

3の卸売市場法の改正概要等につきましては、(1)の主な変更内容にありますように、現行では、卸売市場の開設は許可・認可となっておりますが、改正後は認定となります。

これは、これまで許可を受けなければ、市場を開設できなかったものが、法令に合致すれば、国や県の認定を受けることができ、誰でも市場を開設できるようになるという改正でございます。大消費地において流通業者の関心が高いと伺っているところでございます。

ただし、卸売市場を名乗ることができるのは、認定を受けた事業者のみとなります。

(2)の制度改正に伴う動きとしましては、例えば、卸売業者が仲卸業者を通さず、直接卸売をする、いわゆる第三者販売の実施が考えら

れるところでございます。

最後に、4の条例廃止後の県の取組についてであります。

今後とも、卸売市場から報告を求めることとし、それに加えて、立入検査による指導・監督も継続しながら、卸売市場の適正な運営をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

また、卸売市場の活性化に向けた卸売市場の連携による取引づくり等を促進しながら、経営体質の強化に努めてまいりたいとも考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○林田漁業・資源管理室長 水産政策課漁業・資源管理室でございます。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

議案第17号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例につきましては、うなぎ稚魚の取り扱いに関する犯罪を防止し、適正な取り扱いを確保するため、必要な事項を定めているものでございます。

1の改正の理由ですが、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項などの制限措置を適正化することを求める「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、本条例のうなぎ稚魚取扱者の登録申請の際の拒否要件について改正するものであります。

2の改正の内容ですが、第6条において、うなぎ稚魚の取扱者としての登録を知事が拒否する場合の要件が定められております。

犯罪を防止する観点から、法の違反者や暴力団員等について拒否要件に定めているところでございますが、このうち第2号については、「禁

鯛」という字が常用漢字となりましたことから、振り仮名を削除するものでございます。

次に、第5号ですが、改正前の「成年被後見人」とございますものを、右側の改正後の欄にありますように、「精神の機能の障害によりうなぎ稚魚の譲受け等に係る事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と改めるものでございます。

議案第17号についての説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○函師副委員長 まず、サツマイモ基腐病の対策についてですが、ことしは750ヘクタールのうち4割がやられてしまっているということで、単純に生産者の方々は4割程度の所得減になっていると理解してよろしいのでしょうか。また、それに対して何か対策は打たれているのか、あわせて教えてください。

○菓子野農産園芸課長 全体の面積で4割程度ということですので、農家の方によりましては、それ以上の減収があった方もいらっしゃると思います。

既に経営の関係につきましては、セーフティネット関係の資金等の発動がされておりますので、営農面での県の対応としては、資金とか、あるいは、代替作物を今後検討していくとか、そういったことで農家の方の経営安定について支援をしていくという状況でございます。

○函師副委員長 教えていただきたいのですが、発生防止対策の1つ目の残渣の分解促進というのは、どういう対策になるのでしょうか。

○菓子野農産園芸課長 手法といたしましては、例えば、圃場に、小さい芋とか、あるいは、茎

と根のつけ根のところとかがございますと、そういったものが翌年の発生源になるということで、堆肥ですとか、分解促進剤という微生物資材がございますので、そういったものを畑に投与して、ロータリー等で耕うんして腐敗を促すというような処置を、今、とっているところでございます。

○函師副委員長 予算額が3,300万円余なんですけど、事業効果の中にもありますけれども、来年度に関しても、同面積の苗の供給ができるような内容になっているんですが、南那珂地区全体について、これぐらいの予算で対応できるものなんでしょうか。

○菓子野農産園芸課長 地元から来年の種いもに必要な量はある程度伺っております。そういったものを手当てする上で必要な予算ということで積算をしておりますが、実際には、我々が積算していたもともとの地元の種いもの流通金額とはやや異なる単価で調達せざるを得ない状況もございまして、こういった点につきましては、今回、国の予算が措置されましたので、そういったものもしっかり使いながら、地元の農家の負担軽減を図っていきたくと考えております。

○函師副委員長 この基腐病で、怖いのは飛び火しないかというところなんですけど、その対策はいかがでしょう。

○菓子野農産園芸課長 まず、地域の中でございますけれども、先ほど申し上げたように、1人の農家の方に漏れがあったりすると、その地域全体に広がってしまう可能性があるんで、南那珂地域では、まず、そういったところをしっかりといただいている状況です。

あと、県内のほかの産地でも、現在9圃場で発生を確認しております。ただ、その9圃場というのは圃場全部に出ているわけではなくて、

例えば5メートル程度でスポット的に発生しているようなものがほとんどだというふうに伺っておりますので、そういったものについては、まず発生した圃場の残渣物をしっかり持ち出して、焼却処分等の適切な処分をしていただいて、発生源をしっかりとなくす。さらには、例えば、その圃場は翌年使わずに、ほかの飼料作等を、作付していただくような方法も含めて、ほかのエリアで発生した原因がまだはっきりつかめてはいないのですが、県内のほかの地域に飛び火しないように、実際に出たところについては処分を徹底していただいて、それが拡大しないような対策を、今、講じているところでございます。

○函師副委員長 対処療法としては、最善を尽くされていると思うのですが、やっぱり原因の解明までたどり着ければいいなと思いますし、また、聞くところによると、もともと感染していた種いもを導入していた可能性もあるということですから、その種いもの供給源の調査もされるといいと思います。

○星原委員 今の関連なんですけど、沖縄、鹿児島、宮崎と来ているわけなんですけど、もともとの、どこが原因という特定はされているのか。その部分がされないと本当に南那珂に苗で来たのか、ほかの原因があつて来たのか、その辺がわからないと、これは、防ぎようがないのではないかなと。今後の対策として4つの対策があるんですけど、それだけで本当に防げるものなのか。原因がはっきりしないといけないと思うのですが、今のところは、沖縄が最初で鹿児島に来て、宮崎に来てという流れの中でどういうことが想定されるのか、原因についてわかっているところがあるんですか。

○甲斐総合農業試験場長 このサツマイモ基腐

病につきましては、海外では割とたくさん発生しているものでございまして、中国でも台湾等でも発生しております。

それを受けまして、国にも入っていただきまして、国の研究機関である農研機構が代表機関になりまして、それと宮崎県総合農業試験場、鹿児島県農業開発総合センター、この3つでこの伝染源の解明または発生要因、発生要素の調査、そして防除体系の構築に向けた研究に昨年度から取り組んでおります。

その中で、この伝染源につきましても、国と一緒になりまして解明していきたいと考えております。

○星原委員 中国とか台湾とか外国で発生したものが沖縄に入ってきて、沖縄から鹿児島に来て宮崎というような流れになるのかなと思うんですけど、じゃあ、この基腐病自体が何を經由して——人が持ち込んだものなのか、鳥とかが運んできて、そのふんの中にそういうものがあつたのか、その辺は去年から研究しているということなんですけど、そういう、人によってなのか、あるいは鳥とかそういったものによってなのか、その辺はどうなんですか。

○甲斐総合農業試験場長 現在、その辺のところの解明に取り組んでいるところなんですけれども、一次伝染源といたしましては、土壌中の罹病残渣や汚染苗というものが一番考えられるということですので、種いもや苗で入ってきた可能性が今のところ一番高い状況でございまして。これについては、また継続して研究してまいりたいと思っております。

○星原委員 そういったものがはっきりしないと、九州管内外から持ってきた種いもを、今後、植えつけていくのか、その辺もどういう形でというのが究明されていかないとなかなか難しい

のではないかな。

要するに、県内では南那珂なので、ここが今度どういうふうな形でいくか。種いもとか、あるいは土地の消毒とか、いろいろ書いてありますが、それは当然やっていかないといけないと思うんですけども、ここの4つの発生防止対策以外に、人を介しているなら、ほかの病気なんかと一緒に、空港なんかでとか、何が原因なのかがわからないとなかなか難しいなど、これは皆さん方に聞いても先は読めないのかもしれないんですけど、なるべく早く国に原因を究明していただいて、沖縄に来た原因が何なのかを探っていくとといけないと思うのですが、その辺は、もちろん、今検討あるいは研究をされているとは思いますが、そこら辺がはっきりしないとなかなか防げないと思うところですが。

○甲斐総合農業試験場長 委員おっしゃるとおりで、その経路については解明しないとけないわけなんですけれども、今、国のほうで遺伝子診断技術の開発を行っております。

ですので、まだ、中国、台湾で発生したものと沖縄で発生したもの、鹿児島で発生したもの、宮崎で発生したものが同じものかどうかはわかっておりません。そういった診断技術を開発することによって、そういった経路についても今後解明してまいりたいと考えております。

○星原委員 そっちはそれで進めていただくんですが、あと、この被害に遭われている4割の方々の補償、自分のとこで栽培している面積の全部がなかったら収入がないわけで、1割だったら1割の収入がないということはあると思うんですけど、農家の皆さん方の救済がこの3,300万円ぐらいで、できるのか。これは、今後の発生防止策の種いもだとか、そういう形であって、

生活補償の部分が入っているのか。要するに、反収20万とか30万とかに、多分なっていると思うんですけど、そういう農家の補償の部分もこの3,300万円の中に含まれているんですか。

○菓子野農産園芸課長 結論から申し上げますと、補償といったような、措置は今回入っておりません。今回の内容につきましては、あくまでも種いもの導入に当たりまして、その負担軽減等に対するものでございます。

一方で、農家の経営につきまして、今作についての、そういった補償というものは非常に難しいところがございます。今後につきましては、例えば、現在、国でも収入保険等を進めておりますので、そういったセーフティーネットへの加入促進について、現在、地元で推進している状況でございます。

○星原委員 稲なんかは共済保険とか、いろんな被害が出たりすると、それで多少救済があるわけですが、サツマイモなんかは、そういう制度はあるんですか。

○菓子野農産園芸課長 カンショにつきましては、共済制度はございません。現在は、例えば価格安定制度等には入っていらっしゃいますが、今回の事案につきましては、もともと収量が減るということで、価格安定対策につきましては、出荷があつて価格が下がったときに初めて発動するものでございますので、残念ながら、今回の件につきましては、そういったセーフティーネット的な働きは機能しなかったということでございます。

○星原委員 今は、そういう共済とかにも入っていないし、そういう制度もないということなんですけれども、これまで頑張つて栽培されてきた農家の人たちが、自分たちの自己資金の範囲で何とか生活が維持できればいいんですが、そ

ういうことができなくて、もうやめるとか、そういうような話は出ていないんですか。

○菓子野農産園芸課長 実際、今回の病害を機に営農をやめるという方が出ているというふうには伺っております。

いろいろ伺いますと、高齢の方が多いようでございますけれども、そういった方がいらっしゃると。対応につきましては、当然、我々としては営農を継続していただきたいわけなんですけど、高齢を機にというようなこともございますので、あとは産地として、現在の面積を維持するとか、あるいは当然農地があいてきますので、それがあかないように代替作物を、しっかり生産していただきたいと我々も考えておりますので、そういった対応を現場で農家の意向を聞きながら、代替作物の提案等に、今、取り組んでいる状況でございます。

○佐藤委員 議案第16号の条例の廃止についてですが、卸売市場が28市場あるわけですが、これが10年前はどうだったのか、20年前はどうだったのか、今後、どうなるのかというのも心配なんですけれども、この取扱量、市場の数、そしてこの28市場の現在の取扱量の中で県内県外産の割合とかがわかるものなんでしょうか。

それから、生産者はしっかりつくったものをお金にかえる場が必要なわけですが、今後、卸売業者による市場外の加工業者への第三者販売などが考えられるということですが、今後の卸売市場の変化をどう見られているのか、どういうぐあいになっていくと見られているのかをお聞かせいただきたいのですが。

○愛甲農業連携推進課長 まず、卸売市場での取扱量のお話になるんですけども、県外産がどのくらいとか、県内産がどのくらいという数字については、なかなか把握しづらい状況にご

ざいます。

それから、今後の卸売市場の展望といいますか、どのように変化していくのかというお話でございますけれども、基本的に、体質の強化を図るためには、これまでもできれば合併とかをしていくほうがいいのではないかとというような指導もしてきたところでございます。

ただ、今後、この規制緩和というか、市場法が改正されることによって、例えば、これまで規制されておりました、卸売が仲卸を飛び越して第三者に販売するような仕組みも可能になってきておりますので、そういったことにチャレンジをしてもらいながら、体質強化、経営安定につなげていただくとともに、活性化を図っていきたいと思っているところでございます。

○横田委員 カンショの基腐病ですけど、先ほど星原委員の質問への説明で、これを機に高齢者の方でやめる人がいるということでしたけれども、若い人も含めて、カンショ農家の全体の作付意欲は今どういう状況にあるんでしょうか。

○菓子野農産園芸課長 それぞれの農家の意向につきましては、現在、普及センターを中心に個別の意向調査もしております。

いろいろ伺いますと、今回を機に、カンショは面積を当面若干減らしたいとか、一方で、規模の大きい方がもともといらっしゃるんですけども、作付を拡大したいという方、両者いろいろいらっしゃるといふように伺っております。基本的には、地元のそういう意向を踏まえて、例えば、農地の流動化ですとか、そういった調整等についてそういう意向を聞きながら、今後進めていくことになろうかと考えております。

○横田委員 大規模でやってる人は、ほかの農家の畑を借りてやっている人も結構いると聞く

んですけれど、もし、もとの農家に畑を返すということになると、それはそのまま耕作放棄地につながってしまうことも考えられると思うんですよね。

4ページに、「このままでは産地崩壊の危機」と書いてありますけれど、産地ではなくて、もう南那珂の農業そのものの危機につながるような、そんな不安もあるんですけれど、そうならないように、代替作物とかを考えておられる農家の耕作意欲が減退しないように、本当にいろんな方面の対策を考えてやっていただきたいと思います。

それと、焼酎用のカンショにも、この病気は感染するんですか。

○菓子野農産園芸課長 同じカンショですので、感染いたします。

先ほど県内で9圃場出ていると申し上げましたが、そのうちの6圃場は黄金千貫でございますので、焼酎用のカンショにも感染いたします。

○横田委員 そうなりますと、焼酎産業にも大きな影響が出てくると思いますので、何とか予防といいますか、とめる方策を全体で考えていただきたいと思います。

○菓子野農産園芸課長 焼酎原料用につきましても、酒造組合のほか、酒造業者の方々とも研修会等で情報交換させていただきまして、関係農家の方々への情報の伝達、それと、国の事業につきましても、広く使えるというような情報もございますので、そういった対策についても呼びかけいただく等々いたしまして、酒造業界とも連携しながら、今、取り組んでいる状況でございます。

○山下委員 一つ、補正予算で教えてください。

宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業の1億2,630万1,000円はどこが行うのか教えてください。

さい。

○菓子野農産園芸課長 ピーマンの集出荷施設につきましては、小林市でございます。ミニトマトのハウスにつきましては、宮崎市が1件、都農町で1件で合わせて3件でございます。

○山下委員 了解です。

○太田委員 3ページのサツマイモ基腐病対策の事業内容、(5)に県が3分の1以内と書いてありますけれど、残りの3分の2は、例えば、市町村もかんできたりとか、負担割合とかがあるのかなと思いますが、その辺はどういうふうになっていますか。

○菓子野農産園芸課長 委員御指摘のとおり、地元市、今回は串間市が多分メインになると思いますが、串間市でも、今、市議会に諮らっしゃると伺っておりますので、御承認いただければ、串間市とも連携して、なるべく農家の負担が軽減できるような対応をとっていきたいと考えております。

○太田委員 それと、農業試験場の方がいらっしゃるようですから、沖縄からずっと上がってきたということで、例えば、温暖化の影響とかは、ないのかどうか、今、考えられることがあれば教えてください。

○甲斐総合農業試験場長 昨今、温暖化によって、いろんな虫とか病気も入ってきているわけですが、今回の基腐病につきましては、現在のところ、そこら辺のところがよくわかっておりませんので、国や鹿児島県とその辺の研究もしてまいりたいと思っております。

○太田委員 それでは、テーマを変えて、8ページの卸売市場の関係ですが、4の条例廃止後の県の取り組みのところに、卸売市場からの報告や立入検査等による指導・監督をしますとありますが、これは卸売市場法の中に根拠がある

わけですか。条例は廃止したけれど、この監督の継続とかの根拠はどこにあるのか教えてください。

○愛甲農業連携推進課長 報告の義務については、法令の中で定められております。

○太田委員 ということは、立入検査、指導・監督というのは、県が独自にこうやったほうがいいのかという判断でされているということでしょうか。

○愛甲農業連携推進課長 これまでは、条例の中で定めていたところがございます。

今後、そういう内容については、国の法令の中で定められることとなりますので、それに合わせてやることになるんですけども、県としましても、卸売市場等の取り組みがしっかりなされていかないといけませんので、そういった指導については継続してやっていくことになります。

立入検査についても、法令の中で定められています。

○太田委員 別に悪いことではないので、法令が根拠としてあれば、堂々とやれるわけですけど、県が独自に何か心配感を持って、いい意味でされているのかなと、そういうふうに感じます。法令の中にはあるということですね。わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

○凶師副委員長 議案第5号、6号に関してなんですが、この事業に関しての受益面積はそれぞれ出ているんですけども、この受益面積に係る受益者数と、あと、その受益者の方々からは、この事業内容についての同意は得られているのか、そのあたりを教えてください。

○酒匂畑かん営農推進室長 議案第5号の大淀川左岸事業の受益者数につきましては、これは

平成30年8月現在なんですけれども、約4,000人弱という数字を持っております。

また、川南原につきましては1,000人程度となっております。

あと、同意についてなんですが、この土地改良事業に関しましては、総代会の議決をもって事業が実施できるようになっておりますので、土地改良区の総代会での議決ということで同意をいただいております。

○凶師副委員長 もう一つ。私の質疑の角度がずれていたら申しわけないのですが、この川南原、川南町に関する国営事業では、いわゆる開閉栓方式を導入されていて、水を使わなければ、負担金を払わなくていいですよというような流れもあったかと思うのですが、そのあたりの問題はクリアされているものなんでしょうか。

○酒匂畑かん営農推進室長 今回の川南原につきましては、この地域は戦前の開拓事業であります、国営川南、高鍋ということで、いわゆる水田を中心とした国営事業でございます。

委員のおっしゃったところは、畑地帯での土地改良事業になっておりますので、この尾鈴地区と川南原地区とは別な地区になっております。

○凶師副委員長 要は、この受益者の方々も高齢化されていて、こういう事業が入ると、もちろん生産性は上がるのですが、負担金の徴収が非常に大きくなると困るという声もたくさん聞きますので、そのあたり、生産者、受益者の声をちゃんと聞きながら、進めていただければと思います。

○酒匂畑かん営農推進室長 常任委員会資料にも示しておりますとおり、国・県・町及び受益者という形で示しております。

川南原の耐震化の部分につきましては、国庫補助残の100分の10につきまして、全て行政で手

当するという事で、受益者負担はございません。

あと、上の幹線用水路につきましては、100分の42の部分について、全体では14%に相当するんですけれども、その部分の5%分が受益者負担になっております。

土地改良区では、こういった事業が始まるということで、積み立て等をしていただいておりますし、その分が事業的に見合わない場合は、特別徴収という形をとられたと思いますけれども、できるだけ受益者負担のないような形でされているというふうに聞いております。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○外山漁村振興課長 漁村振興課でございます。

常任委員会資料の10ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、専決処分を行いましたので、御報告させていただきます。

漁村振興課所管の事案は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故1件であります。

令和元年8月21日、日南市西町1丁目2番地7号先の市道を公用車で走行中、公用車の左側側面を、本件路上に設置したガードパイプに接触し、損傷させたものであります。

原因は、十分な前方の状況確認を怠ったことによるものであります。損害賠償額は2万7,800円ですが、県が加入する任意保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られますよう、再発防止に向けまして、厳しく指導してまいりたいと考えております。

漁村振興課は以上でございます。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課でございます。

同じく2段目の車両損傷事故でございます。

内容につきましては、令和元年8月5日に、畜産試験場川南支場内で草刈り作業中に刈り払い機ではじいた小石が、隣接します川南町菅豊原住宅の駐車場に駐車していた相手方車両のドアガラスに当たり、ガラスを破損させたものであります。損害賠償額は2万7,351円であります。

今後も、作業の安全と周囲の状況確認を十分行うとともに、再発防止に向け、厳しく指導してまいりたいと考えております。

畜産振興課は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小倉中山間農業振興室長 委員会資料の11ページをごらんください。

棚田地域振興法に関する取組についてでございます。

まず、1の経緯・目的でございます。

本法は、本県選出の江藤拓議員が座長をされておりました、自民党の棚田支援に関するプロジェクトチームや、超党派で組織されました棚田振興議連で議論され、議員立法により、本年6月に全会一致で成立し、8月に施行されたものでございます。

本法の目的とするものは、貴重な国民的財産でございます棚田を保全し、棚田地域の有する国土の保全や水源の涵養等の多面的機能の維持・増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することでございます。

ます。

次に、2の地域指定の主な要件でございます。

支援策を実施する棚田地域の指定を受けるための要件は、1つ目、①の棚田地域の設定区域は、昭和25年2月1日における市町村、いわゆる旧市町村の区域ごとに指定されることとなっております。

2つ目、②は、①の区域内の勾配が20分の1の土地にある一団の棚田の面積が1ヘクタール以上となっております。

ここでの棚田でございますが、下の米印にございますとおり、傾斜地に階段状に設けられた田で、現に稲作が行われている田はもちろん、転作などで稲作以外の作物が栽培されている場合や、現時点で作物の栽培が行われていない場合であっても、稲作の再開が見込まれる状態であれば構わないとされております。

次に、3のスキームでございますが、この法律に基づきます、国・県・市町村等の一連の手続構成についてでございます。

まず、表の左上の方針でございますが、国が棚田地域の振興に関する基本方針を定め、県も地域の特性に応じた、県棚田地域振興計画を策定することとなっております。

次に、表の中段の地域指定でございますが、右側の市町村からの地域指定の提案を受けまして、県が国に申請を行い、これを国が審査し、指定・公示することとなっております。

最後に、表の下段の計画策定でございますが、国の地域指定を受けた市町村は、地域の農業者、県・市町村、関係団体を構成員としました、指定棚田地域振興協議会を設置することとなっております。

そして、この協議会で地域の振興を図るための具体的な計画でございます、指定棚田地域振

興活動計画を協議・作成いたしまして、国に認定の申請をいたします。国は、これを審査し、認定することとなりますが、この計画の認定を受けまして、当該地域は棚田地域振興法に基づく国の支援策が受けられる地域となります。

それでは、12ページをごらんいただきたいと思います。

4の主な支援策でございます。

指定棚田地域の活動計画に基づく取り組みに対しまして、国の関係府省庁が横断的に支援を実施するもので、令和2年度の国の概算要求におきまして、(2)の表の6府省の43事業が関連事業として示されております。

特に、農林水産省におきましては、(1)の①にございますように、条件不利地域に対して優遇される既存の事業等がございますが、この事業の実施の条件となります、現行の過疎法等の地域振興8法に加えまして、今回の指定棚田地域も優遇措置が受けられることとなります。

また、②でございますが、中山間地域等直接支払交付金では、新たに10アール当たり1万円の指定棚田地域振興活動加算が創設されるというものでございます。

いずれにしましても、現時点ではまだ概算要求でございますので、12月の概算決定以降に詳細は国から具体的に示されるということでございます。

最後に、5の進捗状況と今後の計画でございます。

9月に、県では第1回目の市町村担当者等への説明会を実施いたしました。また、中山間地域の19の市町村長等に対しまして、事業推進のためのキャラバンを実施したところでございますが、おおむね前向きに捉えていただいたと考えております。

続きまして、11月に左側のページの3のスキームで御説明いたしました、宮崎県棚田地域振興計画を策定・公表したところでございます。

13ページをごらんいただきたいと思えます。

県の計画につきましては、別冊で用意しておりますが、これは後ほどごらんいただくことといたしまして、概要を本ページで御説明させていただきます。

まず、1に記載しておりますが、本計画は法の規定に基づき、市町村の意見をお聞きして作成したもので、市町村の協議会は本計画を勘案して、それぞれの地域の活動計画を作成することとなっております。

次の2の計画の内容でございますが、第1で棚田地域の振興の目標を定め、第2で棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずる施策といたしまして、1で棚田地域の振興に関連する施策の推進、2で宮崎県独自の支援策、3で宮崎県における推進体制、4で情報の周知徹底を定めているところでございます。

また、第3では、指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方として、棚田の機能維持が期待でき、振興の必要性が高く、活動が円滑、確実に実施されることが見込まれる地域と定めたとところでございます。

以上が、県計画の概要でございます。

それでは、再度、前のページに戻っていただきまして、5の表の中段、11月の欄をごらんいただきたいと思えます。

県計画の策定に引き続き、11月29日に日南市や高千穂町など、7市町村からの提案を取りまとめまして、国に対して第1回目の地域指定申請を行ったところでございます。

今後の予定でございますけれども、12月には国におきまして、第1回目の指定棚田地域の指

定と告示が行われる予定と聞いております。これを受けまして、1月には指定を受けた市町村が協議会を設置し、活動計画を協議・作成して、2月には国へ申請し、3月までには国の認定を受けたいということで進めたいと考えております。

なお、表の下の米印に書いてございますが、第1回目の地域以外の市町村等につきましては、来年の3月、今年度中には地域指定を目指しまして、順次手続を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

常任委員会資料の15ページをお開きください。

川崎市内県有地の貸付に係る優先交渉権者の決定についてでございます。

まず、1の県有地の概要でございますが、所在地は神奈川県川崎市浮島町で、面積は5,208平米でございます。

16ページをごらんください。

5の位置図に航空写真を載せておりますが、ごらんのとおり、羽田空港や港と隣接し、利用価値の高い土地となっております。

15ページの1にお戻りください。

県では、昭和45年に土地を取得し、翌年のフェリー就航に合わせて拠点施設の整備を進め、昭和47年より農畜産物の流通基地として利用を開始しております。

平成17年の川崎市航路休止後は、経済連の出資会社である株式会社JA物流みやざきが青果物輸送のための海上コンテナの荷さばき地として利用し、毎年、貸付契約を結び利用してきたところであり、本年度の契約につきましては先月末で終了しております。

次に、2の公募及び審査結果についてでございます。

(1)の目的でございますが、本県と首都圏間の農産物を含む県産品輸送の安定的で効率的な物流体制を構築するため、県有地の有効活用について、民間事業者をプロポーザル方式により公募し、優先交渉権者を選定するものでございます。

(2)の経過であります。7月31日に募集要項を公表し、10月7日に事務局で応募申請者の参加資格を確認後、11月11日の選定委員会にて提案内容を審査し、11月15日に優先交渉権者に対し内定を通知したところでございます。

(3)の選定委員につきましては、農政水産部総括次長を委員長とし、庁内より財産総合管理課長と総合交通課長を、庁外より物流効率化の専門知識を有する宮崎運輸支局主席運輸企画専門官と、トラックドライバーの労働改善に精通しておられる宮崎産業経営大学の教授を、並びに金融の有識者であり、民間資金を活用した公有地活用に知見を有する株式会社産学連携機構九州の九州PPPセンターマネジャーの6名としたところでございます。

(4)の審査基準につきましては、提案内容が県の農業・農村振興長期計画や、物流総合効率化法の目指す安定的かつ効率的な輸送体制や鮮度保持に配慮した流通施設であるか、また、荷役作業の軽減やドライバーへの配慮など、持続可能な輸送体制であるかについて審査するとともに、事業の実現性及び継続性や貸付料を加えた5項目としたところでございます。

なお、配点は各評価項目ごとに20点とし、100点を満点としております。

(5)の審査結果につきましては、応募者からの提案について審査した結果、合格基準を満

たし、かつ全ての選定委員から採用の合意をいただきましたので、①のとおり、株式会社マキタ運輸を優先交渉権者として選定しました。

②の提案内容につきましては、荷捌き場、冷蔵・冷凍倉庫、休憩施設等を備えた2階建ての物流拠点施設を整備することで、カーフェリー等の活用による長距離輸送の効率化や休憩施設を設けることによるドライバーの労務改善を目指すとともに、冷蔵倉庫等による鮮度・品質の保持や県内企業と連携した関東近郊での共同配送、産地から消費地までの積極的なパレット輸送の確立などの実現を目指す内容となっております。

なお、16ページの6に施設のイメージ図を載せておりますので御参照ください。

次に、3の優先交渉権者の最終決定についてであります。

県有地は、利用の用途に制限がある工業専用地域であるとともに、川崎市の条例により、臨港地区に区分されておりますので、建築可能な構築物の範囲や川崎港の利用に係る条件が定められております。このため、川崎市に企画提案内容について照会を行い、11月25日付で異存がない旨の回答が得られましたので、県が12月4日に最終決定したところでございます。

最後に、4の今後の対応であります。優先交渉権者との契約締結に向け、契約期間や利用計画、さらにはリスク分担等の詳細な取り決めについて、早急に協議をすることとしております。

説明は以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。常任委員会資料の17ページをごらんください。漁海況変動等対策資金についてでございます。本資金は、先の9月議会で御承認いただき、

9月30日付で創設したところでございますが、貸付金利の見直しや現在の融資実績について御報告させていただきます。

1、経過等の(1)にありますとおり、この資金は、カツオ一本釣り漁業やマグロはえ縄漁業など、漁海況変動等により影響を受けている漁業者に対して、県、市町、県信用漁業協同組合連合会が一体となって支援するスキームを構築すべく創設したものでございます。

貸付金利につきましては、(2)にありますように、当初、基準金利3%のうち、県信連が1.0%の利子軽減を行い、県及び市町がそれぞれ0.75%の利子補給を行うことによって、貸付金利を0.5%に設定することとし、常任委員会でも、その旨説明させていただいたところでございます。しかしながら、さきの委員会におきまして、さらなる貸付金利の軽減を行うべきではないかとの御意見をいただいたことも踏まえ、(3)のとおり、再度、県信連と協議した結果、県信連がさらに0.5%、合計で1.5%の利子軽減を行うことにより、貸付金利を0%の無利子に設定したところでございます。

委員の皆様には貴重な御意見をいただいたことに御礼申し上げますとともに、この場をかりて御報告させていただきます。

次に、2の融資実績でございますが、カツオ一本釣り漁業を営む県内25経営体のうち、19経営体から申し込みがあり、本年11月30日時点で約5億8,000万円の融資が実行されております。

最後に、3、カツオ一本釣り漁業の生産額の状況でございます。

この表にありますとおり、10月末実績は対前年比76%、対平年比68%となっており、さきの常任委員会で御説明しました、8月末の実績と比較しますと、若干の改善傾向は見られたもの

の、本漁期は厳しい状況となりました。このことから、本県カツオ一本釣り漁業の存続のために、引き続き、関係者の皆様と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野崎委員長 その他報告事項の説明が終わりましたが、質疑は午後から行いたいと思います。

再開は午後1時といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○太田委員 11ページの棚田地域振興法の説明のときに、2の地域指定の主な要件の①で旧旧市町村の86市町村の区域が要件ということでしたが、ここが要件となっているのは、どういう意味があるんですか。

○小倉中山間農業振興室長 はっきり国から説明があったわけではございませんけれども、過疎法とか、中山間の条件不利地域を指定している法律の指定している地域単位が、この昭和25年の旧旧市町村で指定しているということで、恐らくそれに合わせたんじゃないかなと私どもは考えております。

○太田委員 別に大きな問題じゃなければいいと思いますが、できるだけ小さい地域単位で申請するために、こういう手法なのかなと思って。それはいい方向に解釈することだろうと思います。

あとは、15ページの川崎市内の県有地の関係ですが、選定委員の中で宮崎産業経営大学教授の説明のときに、トラックに詳しいとか、何か修飾語がついていたようですけれど、どういう

説明でしたか。

○**愛甲農業連携推進課長** 宮崎産業経営大学の教授でございますけれど、これまでにトラックドライバーの労働改善関係のいろんな集まりがあるんですけども、そういったところで会議の中心となって、いろいろな御指導をされると聞いておりました。今回の案件につきましては、そういったところも大きな課題となっておりますので、審査委員になっていただいたところでございます。

○**太田委員** わかりました。ブラックドライバーと聞こえたような気がして、何かいろいろ社会的に問題になっている専門家を入れたのかなと思って。確かに、そういう方を入れたほうがいいですね。わかりました。

もう一つ、同じ15ページで、これまでのJA物流みやざきの契約金額は、年どのくらいだったのかは公表できますか。

○**愛甲農業連携推進課長** 平米当たりの単価は8万7,000円で、面積については5,208平米ですけども、本年度につきましては、その52%程度の利用ということ、それと今回の公募のこともありましたので、ことしは半年間の契約で、半年で455万7,485円の契約をしたところでございます。

ただ、その後、9月までの契約だったんですけども、JA物流みやざきのほうから契約の延長をどうしてもお願いしたいということもございまして、11月末までの2カ月間、延長させていただきました。2カ月の延長代が151万9,161円で、その二つの合計が今年度の貸付料でございます。

○**太田委員** わかりました。棚田のところでは、関係人口の創出・拡大に資する施策ということですから、本当にこういう形でぜひ盛り上げて

いただきたいと思います。

○**横田委員** かつお一本釣りですけど、生産額を見ると本当にとれてないんだなと思えますが、この融資実績で25経営体のうち19経営体から申し込みがあったということなんですけれど、あと残りの6経営体は、もう融資を受けなくても大丈夫なのか、それとも廃船を考えておられるのか、その理由がわかれば教えていただきたいんですけど。

○**福井水産政策課長** 委員のおっしゃるとおり、残りの6経営体のうち、自己資金で賄われる予定の方が2経営体、それから廃業を検討されている方が4経営体というふうに、今、聞いております。

○**横田委員** カツオが大好きな私にとっては、非常に大きな問題だなと思います。わかりました。

○**山下委員** この11月議会は、非常に船に揺れ動く議会になりそうなんですけど、この川崎市の土地のことなんですけれど、5,208平米の土地、これは昭和45年に幾らで購入しているんですか。それをまず教えてください。

○**愛甲農業連携推進課長** 最初は、土地開発公社で購入していただきまして、その後、昭和48年になりますけれども、県が買い戻しております。そのときの金額が1億9,462万815円となっております。

○**山下委員** 今の評価額はわかるんでしょうか。

○**愛甲農業連携推進課長** 先ほども申し上げましたとおり、平米当たり8万7,000円でございます。全体では約6億7,500万円になると。これは川崎市のほうで土地の評価額を確認させていただきまして、それに基づいて計算させていただいております。

○**山下委員** 先ほど、貸付料は、今年度について

ては455万と151万、合わせて600万ぐらいということなんですけれど、今回のマキタ運輸さんと契約する場合は幾らで貸す予定なんですか。

○愛甲農業連携推進課長 先ほどの単価をもとにして計算をさせていただきますと、基本の数字になりますけれども、年間の貸付料が2,976万7,004円になります。今回の公募の中では、この金額をベースに、これ以上の提案をしていただきたいということで、公募は募らせていただいております。

○山下委員 それと、県産品輸送の安定的で効率的な物流体制を構築と書いてあるんですけど、宮崎カーフェリーは神戸まで運ぶんです。そうしますと、このマキタ運輸は他の航路を使って川崎に行くことになると思うんですけども、そういう考えでよろしいんですか。

○愛甲農業連携推進課長 基本は、カーフェリーが中心になると思っています。ただ、これまでの取り組みを見ていると、志布志からのRORO船を活用したりとか、あるいは逆に帰りの荷物を扱ったりしております。そういう状況でございます。

○山下委員 先ほどの600万円という貸付料なんですけど、今回は変則的な貸し方のようなんですけど、現在までの賃料はどういう形でずっと来ていたんですか。これは1年ごとに更新ということになっていますけれども。

○愛甲農業連携推進課長 基本的には、先ほど言った3,000万弱の金額がベースになるんですけども、これまで減免措置をとらせていただいております。減免措置によりまして、その貸付料が基本的に半額になっていたわけでございます。全部借りたときに、その半額の約1,500万弱の金額になるわけなんですけれども、実際に利用している面積に換算しまして、貸付料は先

ほど申し上げた金額になったということでございます。

○山下委員 プロポーザル方式による公募ということなんですけれども、結果としてこのマキタ運輸1社しか応募がなかったということなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 おっしゃるとおりでございます。

○山下委員 これは公募は広く、どういう形でされたんでしょうか。

○愛甲農業連携推進課長 基本的には、募集要項を県のホームページで開示させていただきました。その後にトラック協会にも出向きまして、県内の運送業者関係の方々にも広く周知していただけないかというお願いをしてきたところでございます。

○星原委員 関連で。私が平成7年に議員になったときには、テクノスーパーライナーということで、松形知事時代に高速船で物を運んで、地元の新鮮な農水産物を届けるという話で進んだのですが、それが挫折して今まできていて、私も先ほどびっくりしたんですが、あれだけの土地、時価総額で6億7,500万円ぐらいの土地を、この二十数年、そのような形で使ってきたというのが、まず一つはびっくりなんです。多分、あの土地であれば、適正な金額で貸し付けられれば、相当な金額になっているんじゃないかなと。

先ほどの話で、平米1万7,000円という話が出たので、それに単純にこの平米を掛けると8,853万6,000円になる。先ほど6億7,500万円という話だったけれど、どっちが正しいの。

○愛甲農業連携推進課長 平米当たりの単価が8万7,000円です。

○星原委員 平米8万7,000円、私の勘違いでし

た。

それだけの価値のある土地を、こういう形でやってきていた、我々議会もずっと見落としていたのですが、本来はもうちょっと有効に活用できたのではないかなと思うんです。今回やるに当たっては、6億7,500万円ぐらいの値打ちのある土地をどう生かしたらいいのか、そっちが先でない。宮崎の農畜水産物をそれだけ生産して、川崎港まで持っていけるだけの量はあるんですか、どうなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 経済連の数字になるんですけれども、平成30年度の青果物の取扱量を見ても、11万9,000トンほどになります。そのうちの約27%、3万3,000トン強が京浜地区に送られている計算になります。それまでの推移をずっと追っかけてみました。すると、生産量そのもの、全体の取扱量は年々どうしても下がってきているんですけれども、京浜地区に出している取扱量は、維持、またはふえている状況でございます。

経済連にも、今後、京浜地区に対してどういう考えを持っているのかということも事前にお聞きはしているんですけれども、やはり今後、勝負をするところは京浜地区、首都圏が中心になるのではないかとということで、これまで宮崎は関西が強かったんですが、そのウエートがどんどん関東のほうに移ってきているという実態がございます。今後も、飛躍的に伸びるというのはなかなか難しいと思うんですけれども、基本的に京浜地区への出荷量は、ある程度維持されていくのではないかと考えているところでございます。

○星原委員 航路、要するに船で運ぶのか、神戸からトラックで運ぶのかということになるんですけれども、今、運転手不足で、結局これから

はそういうことは難しいだろうと。航路を使わないと、という話が出ている中で、船会社は今と同じ、神戸からは陸路で行く計算で、川崎市この浮島町というところは中継基地になるんですか。

○愛甲農業連携推進課長 基本的には、同じ形になるかなと思っています。

当然、委員がおっしゃったことについてはすごく大事な課題、今後解決すべき課題だと、私達も認識しております。基本的に神戸に一度運んで、陸揚げをしまして、トラック輸送をするわけなんですけれども、そのときに当然、1日から2日かかってしまいます。今の条件でいきますと、非常にドライバーに対する負担が大きくなり過ぎるということもありまして、今回のプロポーザルの公募の中では、審査基準の一つに、そういうドライバーの待遇改善といえますか、労働改善といったものの観点も織り込んでいただきたいということで、審査基準の中にも入れさせていただいたところでございます。

○星原委員 今の説明でもわからなくもないんですけれども、私から見たときに、これから極端に宮崎の農水産物がふえることはないだろうと思うんです。多分、現状より厳しくなるか横ばいになっていくのかなと。ひょっとすると来年あたり中国とのいろんなこともあって、どこの取引が一番いいのか、国内がいいのか、要するに東京だと千葉とか神奈川、埼玉、近郊の生鮮物には負けると思うんです。日数がそんなに二日も三日もかかるんでは、多分負けるんじゃないかなと思うんです。

そうなったときに、今後どこも宮崎の生産物の取引をしていったほうが、農家の所得向上なり、あるいは農家の経営がよくなるのか、後継者を育てるときには、そこまで計算しないと厳

しいんじゃないのかなという気がするんです。人口減少は進む中で、国内の消費量は減っていくだろうと想定されているわけですよ。そういう中で、関東周辺にどれだけのものを持って行って、これまではいいとしても、これから5年、10年先を見据えたときに、本当にそれだけのものを動かせるのかどうか、そこがまず成り立たないと、この問題は話が前に進まないのではないかなと思うのですが、その辺の検討をした上でこういう形になったんですか。

○愛甲農業連携推進課長 10年先とか20年先というところは、我々も考えがなかなか及ばないところでございます。基本的には長期計画等を見ながら、5年、あるいは10年スパンで物事を考えていく形になると思っています。当然、その物流関係のお話につきましては、我々行政だけではなかなか解決できない問題も多々ありますので、現在、物流関係者を集めて、定期的な勉強会なりをやっているところでございます。そういったところで、委員のおっしゃられたようなこともしっかり把握しながら、今後の取り組みに生かしていけたらとは思っているところです。

○星原委員 当然、そういう形で進めていってもらわないといけないのですが、基本的に宮崎にとってどういう形が一番プラスになるのか。県の財政だって、これから国体の予算とか相当な数字が上がっていくわけですよ。そういう流れの中で、じゃあ宮崎にとってどっちがプラスになるのか、少しでも税収を上げる、じゃあ少しでもふやしていくためにはどうするかというのはありますよね。

要するに、農畜水産物を運ぶことで、それだけのメリットが本当に出てくるのかどうか。土地の生かし方として、それだけの評価額の土地

だったら、私はやっぱり都会の人たちに何らかの形で、これからは年間幾らで貸せるのかとか、借り手がいるのかとか、そういうことも一方ではやった上で、どっちを選択するというのもあっていいのではないかなと。そういうことまでは想定していなかったんですか。

○愛甲農業連携推進課長 委員のおっしゃることももっともだと思っております。ただ、そもそもの話に戻るんですけども、昭和45年にこの土地を購入したのは、やはりフェリーの就航に合わせて購入したと。フェリーのちょうどおり口のところだったんです。荷物を運び、経由地で荷さばきをしながら、関東向けの流通というのを確立する予定だったんですけども、そういう取り組みをずっと続けた中で、フェリーの運行が休止したことで、一旦引いたところがあります。

それと、委員がおっしゃるように、県外の人たちでもお金をたくさん出してくれる人がいるのではないかと、そういった人たちに貸すほうが県としては実入りがいいのではないかとということだとは思いますが、先ほど言ったように、そもそも第1次産業を支援するための一つの取り組みとして土地を購入したという経緯もありますので、我々としては、今後も宮崎の基幹産業である第1次産業を維持、発展させていくためには、そういうインフラ的なところもしっかり整備しておく必要があるのではないかと思っております。

そういうことも含めて、県外のお金持ちに貸して、ただ単に使われるだけということになると、当然、農業の振興にも少し支障が出るやも思われますし、また地元の運送会社がそれを担ってくれるということもありますので、地元の運送会社にも恩恵が波及するのではないかとと思っ

ているところでございます。

○星原委員 今話を聞いていて、将来をどういうふうに見ているのかなと思うんです。今、都会ではレタスなんかはビルの中で水耕栽培でつくったりしている。要するに、遠隔地の農業は、新鮮なものをいかに消費者に届けるかという勝負では負けるんです。飛行機で運ぶのならまだいいんです。船とトラックを使って、二、三日もかけていて、近郊の農家の人たちに勝てるかと言ったら、私はもう生鮮物では勝てないと思うんです。あとは付加価値をつけるために加工をして、1カ月でも2カ月でもちゃんともつようなものに変えていかないとだめだと思うんです。勝てない。

そうしたら、そういう付加価値をつくるための加工場をつくったり、いろんなことをして、日にちを伸ばすとか、遠隔地の農業はそういうことをしていかないと無理だと思っているんです。だから、こういう土地をうまく生かせば、逆に土地を売却してもいいけれど、5,000万円でも1億円でも1億5,000万円でも借り手がいるんなら、その金を利用して、宮崎で加工して、都会に送っていく、海外に持っていく方法を考えるとか、もうそういうことまで発想しないと私は厳しいんじゃないかなと思うんです。5年先が見通せないと思うんです。

今のままで、じゃあ神戸港からトラックで——運転手だって今、トラック業界の人たちに我々が言われるのは、誰か運転手になる人がいたときは紹介してくれと、これからの時代は人は足りない一方なんです。そういう中で、どういう方法がいいのか。今までは今ままで、これから5年、10年先をにらんだときに、どういう方法をとるべきかということを考えてやっていかないと。ただつくったものを持って行って、

競争させるより、加工して付加価値をつける、農家の所得をふやす上でもそういうことをやるべきだと、そういう発想に変わらないといけないのではないかなと思うんです。その辺は、今後、食糧供給県として、宮崎県として、どういうふうに捉えていくか。そこの基本的なところをしっかりと捉えていかないと、大丈夫かなと私は不安なんです。この問題を見たときにどっちがいいのかという。その辺はどうなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、需要としては両方あると思っております。委員がおっしゃるように、宮崎が大消費地から遠隔地にあるということは、どうしても解決できない課題でございます。そういった中で、6次化なり、業務用野菜の生産加工に取り組むことは、今後、我々宮崎県としても目指すべき一つの方向だと思っております。

ただ、青果物につきましても、生産量は全国的に減少していく傾向にある。あと鮮度の話にもなりますけれども、バリューチェーンといえますか、要はコールドチェーンを産地から量販店まで全部つなげるような取り組みということで、産地でもそういう予冷施設を今後は整備していく予定でございます。また今回の拠点となる施設におきましても、提案の中で、冷蔵庫なり冷凍庫の整備をしていくというようなお話を伺っておりますので、そういった青果物の輸送の仕方の一つのあり方として、コールドチェーンというのが今後期待されますので、そういう意味では、品質についても近辺の産地を上回ることはないにしても、今までみたいに品質が低下しているというような部分は解決できるのではないかなと思っております。

○星原委員 くどのようなんですけれど、JA当たりとの話の中で、宮崎から関西方面にはこ

れだけのものを、野菜なら野菜、肉なら肉をどれだけ運んでいけばいい、中京方面にはどれだけ、関東方面にはどれだけとか、何を持っていくのかとか、生産では何がどれぐらいずつは、毎年できるという、そういう裏づけみたいなものは、ちゃんと話を聞いて進められるようになっていくんですか。そういう基本になるものがないと、ただやります、今まではこうでしたということなんだけれど、今までは今まででいいんですけれど、今後5年先、10年先がどうなっていくのかを考えたときに、どういう取り組みをしないとイケないのかということを実際に考えておかないと。漠然と運んでいきます、じゃあ肉をどれだけ、野菜をどれだけ、シイタケやあるいは魚をどれだけ運ぶのかとか、具体的にこれだけのものは生産して行って、県外、海外に持っていくんだというものが無いと、私は怖いと思うのですが、その辺は計算されているんですか。

○愛甲農業連携推進課長 おっしゃるとおりです。これも、先ほど勉強会等を定期的にやっているというお話をしましたが、JAグループも宮崎の特徴はいろんな品目が豊富にあるというところだったんですけれども、そうすると、どうしても1品目当たりのロットはなかなか確保しづらくなってくる。あと、多品目になればなるほど、運送にも非常にコストがかかってしまうということもございまして、今後、やはり物流の改革を進めていく中では、品目数は当然絞っていく必要があるのではないかなというように議論も今されていると聞いております。経済連でも、主要重要品目というのを位置づけまして、その品目にできるだけ生産者が移行するような指導もされているというふうに聞いておりますので、将来的には委員がおっしゃるように、何

でもかんでもというわけではなくて、ある程度戦略を持った品目に絞り込んだ形で、しっかりロットを確保して、流通に乗せていくというような流れが一番理想かなとは思っているところです。

○星原委員 こういうことにまた違う形で取り組む場合には、基本的に、今までと比較して生産・流通するものをこれぐらいは持っていける。貸し付けにおいては、今まで600万円ぐらいだったけれども、これが幾らぐらいになって、宮崎にはこれだけのプラスがある。あるいは、関東圏なら関東圏にないもの、関東近辺でとれない特殊なものも持って行って売るとか、我々議会に対して説明する場合は、もう少し具体的に表でもつくって、こういうことで5年先、10年先ぐらいまでは見通しがありますとか、県にとってはこういうプラス、生産者にとってはこういうプラス、運送業者にとってはこういうプラスが見込まれるので、我々は今回、こういうことをやろうとしているんだと、そういうところまで説明してほしいんです。

ただ、プロポーザルでこうですと言って、それだけで果たしていいのかという気がするんです。でないと、受けたマキタ運輸さんにしても、そこまで責任をお持ちにならないと思うんです。こういうことで議論をして、いろんなことの積み重ねの中で、お宅しかなかったので頼まざるを得ないんだというところまでちゃんと説明して、その企業にもそれなりのプラスになる、要するに県にとっても、生産者にとっても、自分たちの業界にとっても、お互いがプラスになるんだという計算ができて、初めてこれはゴーになるのではないかなと思うんですけれど。

最初からどこかに貸そうということだけでものを判断していたとしたら、ちょっといかな

ものかなと。私はこれだけのことを言っておかないと、あと何年生きるかわからないけれども、将来どこかでこれがそこまでの量を運ばなかったり、機能を果たさないとなるのなら、どっちがよかったのかなと。買ったときはそれぐらいの数字だったかもしれないけれど、この土地をそれぐらいの数字でしか動かしていなかったんだとすれば、この10年、20年もったいなかったなという気もするものですから。そういういろんな角度から計算して、そういう結論を出されたのなら出したで、そういうことはちゃんと皆さん方の中にも入って行って、進めていってもらわないといけないと思うんです。覚悟を決めてやってもらわないと。

○愛甲農業連携推進課長 今回の報告につきましては、委員がおっしゃるように、私どもに丁寧さが足りなかったと反省しております。きょう、貴重な御意見をたくさんいただきましたので、今後ともその御意見を肝に銘じて、いろいろと議論を進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○星原委員 もう1点、最後に、交渉先の最終決定が12月4日となっているわけよ。だから私は、委員会に報告するのなら、12月11日とか、議会閉会日にそれぞれ決まった後でも、まだ1週間後なので、そういうものはこういう議論がきちんと済んだ後に、11日でも何日でも、そういうところで相手方との最終な話を。だって単価も出ていないわけですから。議会といろいろやって、これぐらいはやっぱり出してもらわないといけないですよ、それでできますか、できないと言うかもしれないし、業者選定にはなっているけれども、じゃあ年額幾らとか。我々から見ればそういったものを幾らで相手方と契約するのか、数字の問題を考えたときには、こう

いう議論があって、いろんな意見を加味した上で、最終的に相手と金額を決定したりするのであれば、11日の閉会日以降に決定するつもりですと書いてあれば、まだ納得するけれども。

きのうでしょ。我々に報告するのに、もう決定したみたいな形で。どこまで進んで決めているかわからないけれども、数字も出ていないのにやっているところが、今回の場合はちょっと私は解せないなど。もう少しそこら辺は丁寧に進めてほしいなと思うんです。どうですか、部長。

○坊藪農政水産部長 委員の御指摘を重く受けとめたいと思っております。今、いろいろ御提案、お話をいただきましたけれども、まずこの川崎の県有地については、過去利用をされましたけれど、途中からうまく利用されなかったということがありまして、いかに有効に活用していくかということは議論をしてきたところです。その中で、やっぱり本県の第1次産業の物流にしっかり役に立ってもらうことが前提であるということで、手続としてはこういう手続をとらせていただきました。決定を昨日やったことについては、もう少し慎重にやるべきだったと反省をしております。大変、申しわけありませんでした。

○星原委員 今、部長からそういう答弁があったので、あとはもうお任せするしかないのかなと思います。さっき言ったように、ぜひ、県にとっても、生産者にとっても、運送屋さんにとってもいい方向になるように、もうこれはそれぞれ皆さんの知恵も出さないといけないだろうし、しっかりこのことが前進するようにやっていただきたいと思っております。よろしく願います。

○山下委員 今、課長から説明があったことで、

ちょっと関連してお聞きしたいのですけれど、今回のカーフェリーに40億円貸し付ける問題もそうなのですが、宮崎の1次産業のものを運ぶのに必要なんだと。今回は宮崎の1次産業のものを置くのに必要なんだという話なんですけれど、宮崎の農産物が、このマキタ運輸さんの倉庫に入るとするのは、誰かがチェックするんですか。

○愛甲農業連携推進課長 施設等については設計もまだできておりませんし、イメージ図でしか今の段階では出ておりません。それから、今の決定というのは、優先交渉権者としての決定ということで、例えば契約の中身、詳細についてはこれから詰めていくこととなります。なので、委員が今言われたような内容については、私どもは今把握はしておりません。

○山下委員 基本的に、宮崎から関東圏に持っていくもの、関西圏に持っていくものは、消費者のところに1日も早く、1分でも早く届いたほうがいいんです。それからすると、本当に当てはまるのかなと。川崎航路があるときには、ここにおろして、ここからまた配送するという手があったんでしょうけれども、船がなくなって、トラックでマキタ運輸さんがそれだけのものをここに運び込んで仕分けをするということは、私はどうも理にかなわないのではないかなと思うんです。

ですから、そこが一つひっかかるのと、今、星原委員からいろいろ指摘があったように、カーフェリーの場合もそうなんですけれど、運賃は一般の人が乗ろうとすると現金で乗るんですが、運送屋さんが使うと、末締め末払いとかいう形ですよ。それでお金が滞って、運送屋さんが倒産したとか、そういう事例も今まであるわけです。そうしたときに、この5,000平米の

土地を貸すのに、保証的なものはどういう形でとられる予定なんですか。

○愛甲農業連携推進課長 トラック関係の話なんですけれども、県内の物流について、どのような形でもものが動いているかなんです。全体の90%強がトラックによる運送になっております。ただ、トラックによる運送といいましても、神戸までは当然フェリーで運んで、神戸から関東方面に行くのにトラックを利用するという事です。ただ、その全てがそういう形でいっているのかというとそうではなくて、宮崎から関東方面までトラックで通していっているところもございます。そういうことを考えますと、日数的なものを見たとき、あるいはドライバーのこと、労働環境のこと、あるいは人の数のことを考えたときに、通して行くのはなかなか難しいのが現状でございます。そういった意味では、途中までではございますけれども、カーフェリーを使うというのは非常に有効な手段だとは思っております。

それから、保証の話でございますけれども、契約を結ぶときに、委員が心配されることも当然、想定の中に入れております。もし、契約を結んだ相手方が倒産したとき、建物を建てていたりすると、それを更地にするのに経費がかかったりということも想定されます。そういうこともありまして、契約を締結するときには、1年間の借地料相当額を前金で入れてもらうことを考えているところでございます。

○山下委員 説明はわかるんですが、特にこの宮崎から関東圏に行くものは肉類が多いんですよ。そうしますと、そういうものはもう荷受会社の冷蔵庫に直接行くわけであって、ここにおろしてここからというようなことはまずないと思う。特に鶏肉なんかは、店ごとにおろして

いくわけですから。そういうような配送をしているんです。ということは、もう1分も早くものを届けてほしいというのが、関東圏で宮崎のものを買う人たちの考え方なんです。

だから、何か違う形で使われて、さっき言われた家賃も特別料金みたいなことも考えたみたいなんです。そこあたりを先ほどから言われるように、金が余っている宮崎県ではありませんので、やっぱり有効な形でこういう資産は使っていただかないと、ただ県民のためということを言われて、公平な形の利用がなされないと、やっぱり私も星原委員が言われるように、心配だと思うものですから。

○佐藤委員 関連しますけれども、今から契約締結をするということですよ。これは契約期間は、今からのことになるのでしょうか。そして、これは売れば7億近くする土地ですが、これを今まで売るという考えはなかったわけですか。これは持つておかなければいけない理由での購入であったから、そういうことになるのか。もしくは今後、宮崎カーフェリー、今は神戸までですが、再度、京浜航路の可能性があるとみて、まだ土地を持っているのか。京浜航路はもうないわけですから、ここを処分して、そして神戸に新たな土地を求め、そして、そこでこういういろいろな宮崎県のためになるという形に打ち込むべきだと、私は思うんです。

それから、きのう最終決定がされたということですが、なぜきのう最終決定がされたのか、説明をお願いしたいのですが。

○愛甲農業連携推進課長 まず契約期間のお話でございます。公募のときには、私どもは事業用借地権ということで20年を設定して、公募をしたところでございます。ただ、事業用定期借地権につきましては、10年から50年の間で設定

ができます。20年としたのは、我々はこれまでのいろいろな取り組みを見た中で、それを参考にさせていただいて20年としたわけなんですけれども、当然、事業者からは、固定資産等を建築すると耐用年数の問題もあるということで、20年よりももっと長い期間で貸していただきたいというようなお話もいただいているところです。そこ辺の期間につきましては、今後の契約書の締結の協議の中で決めることになるのかなと思っております。

それから、売る選択というお話もあったと思うんですけれども、固定資産評価額で見ると6億七、八千万という話なんです。多分、実際に売るとなれば、もっと高い金額で売れるのではないかなとは思っております。ただ、仮に10億円でこの土地が売れたとしても、10億円で本当にあの土地の価値が終わるのかというと、ちょっとそこは疑問が残るところかなと思っております。やはりできるだけ有効に利用していくための策はいろいろと、当然考えていかないといけないと思うんですけれども、1次産業の拠点として、今後は有効に活用させていただければと思ったところです。

それから、なぜきのう決定したのかということなんですけれども、これまでの経緯の中で、審査会が11月11日に行われて、ほぼそこで内定が出されております。また、この土地については、川崎市の臨港地区の中にございまして、その地域は、特定の条件が川崎市の条例の中で付された土地でございます。川崎市に、こういう企画の内容について、一度照会をさせていただきました。向こうからそういう内容であれば大丈夫という回答を11月25日に文書でいただいたところでございます。その回答をもって、県の中での事務を進めさせていただいて、きのう決

裁がおりたということでございます。

○星原委員 今の説明を聞いて、何で川崎市とか、我々議会はそんなの関係ないんですよ。議会に諮るんだったら、議会の話をしてもらわないと。川崎市がどうかこうとか、私から見たらそんなの問題じゃないんです。要は、議会に説明するんだったら、議会初日は25日なので、どこかで臨時の委員会でも開いて、こういうことで決めさせていただきますとでも説明すればいいわけで。そういう理由のつけ方をしているから、私は納得いかないんです。

だって、どっちが大事なの。議会に諮って、議会で決めて、賛成をもらわないといけないというものなら、まず川崎市が問題じゃないでしょうが。どう思うんですか、その辺は。考え方が違うんじゃないの。

○愛甲農業連携推進課長 説明がまずくて申しわけございません。川崎市に照会をしたのは、もともとあそこの地域が、川崎市の条例の中で特定の条件が定められた地域でございますので、そこでこういう計画を進めても大丈夫かを川崎市に確認しないと、もともとが進まないものですから、その合議をさせていただいたということでございます。

○星原委員 我々が言っているのは、決定が12月4日となっている、議会は11日までになっているわけだから、川崎市の問題は川崎市と話を進めればいいだけの話で、議会については議会にどうやって納得してもらおうというか、議論していけばいいかを考えるだけの話で、川崎市がどうのこうのというのが12月4日に決定する理由になるのかどうか、私はならないと思うんです。そんなことを言うんなら徹底して反対しますよ。

県の土地で、県のやり方でどういうふうにし

て、今後やっていこうと決めるわけだから、川崎市に委ねているわけではないじゃないですか、この問題は。1カ月ずれようが、2カ月ずれようが、12月4日に決めないといけない理由があるんですか。さっき私が言った、こういう議論が進んでからやったらどうだったんですかというのに、まだそういう話をするから、聞いていてまだ何も理解していないんだなど、私は思ったんですよ。そんな問題じゃなくて、さっき部長も慎重にやるべきだったと言ったんだから、もうそういうことではなくて、議会に本当はこうだったと説明するわけで、そんなことだと私は思うんですけれど。

○愛甲農業連携推進課長 おっしゃるとおりです。申しわけございませんでした。

○佐藤委員 県側としては、契約期間は20年を望んでいるということですか。

○愛甲農業連携推進課長 望んでいるといたしますか、一つの提案として20年というのを打ち出させていただいたということでございます。

○佐藤委員 その賃料については、固定で20年ということではもちろんないわけですよね。

○愛甲農業連携推進課長 当然、何年かに1度の見直しは必要かなと思っています。ですので、県側、あるいは相手側からの申し出によりまして、賃借料につきましては協議ができるようにしていくところでございます。

○佐藤委員 20年間もすれば、かなり相場は変わるでしょうから。その辺は何年もしなくても、短い期間で新たな賃料にしていける必要があるでしょうし、これは契約締結を今からやっていくということで、この建物も全くできていないということですよね。ですから、契約は向こう側との言い分とか、うまくいかなければ、契約がうまくいかずに、そのまま、また新たな形でと

いう可能性もあるということですね。

○**愛甲農業連携推進課長** 基本的には、今の優先交渉権者と話がつくようには努力していきたいと思っております。

○**佐藤委員** それと、先ほど私がお聞きしたかったのは、売れば6億7,500万円よりもまだ高く売れる、10億円の可能性もある。しかし、売らずに有効利用するために持っておく。宮崎県のために使うということですが、先ほど言った宮崎—神戸間のフェリーも今どんどんやっていますけれども、神戸にこういう土地は現在ないわけですね。神戸に船が着くんですから、新たに、もっと有効に利用できるような土地を求めるといふ考えはないんですか。

○**愛甲農業連携推進課長** 神戸に経由地があるとは、ちょっと認識はしてありません。

○**佐藤委員** ないということですね。

○**愛甲農業連携推進課長** はい、そのように認識しております。

○**佐藤委員** 神戸のほうに力を入れるべきではないかなとも思うんです。ここが高く売れば売って。これは売れない理由はなかったんですよ。ただ、有効利用したほうが良いということで、持っているということですか。

○**愛甲農業連携推進課長** 今回の優先交渉権者のマキタ運輸におかれましては、大阪南港に同じような拠点施設を構えております。そこを基盤に今活動をされているわけなんですけれども、今後、関東に同じような基盤ができれば、そことの連携とかも進めながら取り組んでいくというお話になると思います。

○**佐藤委員** それはマキタ運輸さんのことですが、私が聞いたかったのは、県として神戸港に、もしくは大阪あたりにそういう土地を用意して、地元の企業なり、地元の運送会社な

り、もしくは県外の阪神地区の運送会社なりに貸して、そこから宮崎へのフェリーを使ってもらうとか、そういう土地利用をする考えはないのですかということですか。

○**愛甲農業連携推進課長** 農政水産部では、今のところそのような考えは持っておりません。

○**佐藤委員** この土地にこだわらず、早くそこは切りかえて、神戸に用意していたほうがよかったのかなと。これが有効利用できて、今言われるようにずっと宮崎県のためになっていくということが間違いないのかどうかも、先のことはわからないわけですので。私はそういうふうに思いました。

○**井上委員** 執行部は、議会が認めなくても大丈夫という考え方なんですか。星原委員の言われるとおりとずっと言っておられるわけだから。だから4日も伸ばして11日にするのか、最終決定は延ばせるのか、私は委員協議をさせていただきたいと思う。このままだとおかしいと執行部に言っておられて、星原委員の言われるとおりとずっと言っておられるわけだから、これがこのままでいいのか。それと、今の議論を聞いているだけだと、受けられたマキタ運輸に対してもちょっと失礼になるんじゃないかなと思う。だから委員協議をさせていただかないと。執行部側も明確なものがあればいいけれど。選考委員の人たちは、何でこんなことでそのまま許したのか。

○**野崎委員長** 暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時36分再開

○**野崎委員長** 委員会を再開いたします。

先ほど、委員協議をさせていただきまして、いろんな御意見をいただきました。

まず、このマキタ運輸さんに優先交渉権が決

まった経緯、審査基準、そういったこの(3)から(5)の判断、どのように判断されたのかという詳細な説明を求めます。

○愛甲農業連携推進課長 マキタ運輸に決まった経緯についてでございますけれども、基本的には、この公募を公表させていただいて、まずはこの案件に取り組むかどうかの意思表示をいただいております。それが応募申請の受け付けになるんですけれども、8月29日から9月18日の間で、その確認をしているところでございます。その応募申請の際に提出していただいた資料をもとに、参加資格が本当にあるかどうかということで、経営の状況であるとか、もろもろを確認させていただきまして、問題がないということで、確認結果の通知を10月9日に送付させていただいております。

その段階で、初めてこのプロポーザル公募の企画提案に参加できる資格を得るわけなんですけれども、企画提案書の受け付けを10月16日から11月6日の間にしまして、11月11日に、先ほど説明しましたけれども、6名の審査委員で審査会を開いたということでございます。申請者が1名だったということで、比較検討ができなかったわけなんですけれども、各項目について、審査委員に点数をつけていただいて、全員が基準の点数以上であったことと、採点した後にも審査委員の方々に協議をさせていただきまして、再度それぞれの考えを出していただきながら、問題がないということで合意がとれ、内定を出したと。優先交渉権者として選定をさせていただいたところでございます。

○野崎委員長 説明が終わりましたが、委員の皆様方から質疑はありますか。

○星原委員 我々も、今、いろいろ協議したんですが、皆さん方がこういう形でされたことは

わかるんですけど、我々としてはやっぱり報告事項は報告で済まされるような感じで捉えているんじゃないかなという気もちょっとしています。報告すればいいというような。我々から見ればそうではなくて、やっぱりこれからの宮崎の第1次産業を、そういう都会に持っていくということであれば、こういうもので、こういう扱いで、こういうふうにしてやるのがベストだと、そういう方向で決めてきているというのが納得できるような説明がされれば、別にそれはそれでいいんですけれども、聞いている分には、まだ数字的なものも具体的には幾らで、あるいは我々が心配しているのは、やっぱりこうなってきた、じゃあそれだけのものがあると、融資なり、貸し付けなり、補助金なり、いろんなものが発生しないのかどうかとか。

そういうものまでひっくり返して説明されて、宮崎の将来のそういったものに向けて、ちゃんとした形でやってくれる企業が1社しかなかったと。じゃあ、もうそこに依存するしかないんだということまで、ちゃんと納得できる説明があれば、別にそう思わないんですが、何となく聞いていて、将来を見越した上で、今回の取り組みがなされたのかどうかということに、私自身は疑問があったので、さっきみたいな話をさせていただいたところなんです。

○愛甲農業連携推進課長 言い訳になるかもしれませんが、この案件については、平成29年に現場を確認した中で、やはり有効活用をしていかないといけないというような話になりました。トラック協会を中心に輸送会社の方々にお集まりいただきまして、議論を1年間進めさせていただいたところでございます。そういう中で、こういうプロポーザル型の、いろんな提案をしてもらうことが一つの案としてあるので

はないかというお話もいただいて、それに基づいて、今回このように取り組ませていただいたという経緯は御理解いただければと思っております。

○星原委員 もう1点は、マキタ運輸さんがプレゼンテーションをした。だからマキタさんだけが扱う荷物なのか、宮崎のそういうところに持ち込みたいトラック業界の人たちがいれば、それはそれでちゃんと受け入れて、全体でそこが活用できるような施設なのか。そうやってやっぱり宮崎力を発揮して、全体で関東圏に持っていく、中継しないといけないものは中継して行って、そしてさっき言ったように生産者、あるいは県にとっても収入が年額幾らかわかりませんが、そういったものが何千万か入るとか、あるいはトラック業界の人たちもそこを中継することでまた違ういろんなもの、販路の開拓ができるんだとか、そういったものまでちゃんと見込めるような方向で進めてもらえば、それはそれでいいのではないかなと思うんです。

だから、県産物だけで本当にそれだけの量があるのかというのも不安なところがあるので、場合によっては、県産だけで本当に成り立たなければ、近くのものも扱わないといけないんじゃないかなと、私はそういう点も危惧するんですけど。本当に県産物だけで済ませるんだったら、県内の農家の人たち、あるいは漁業、林業の人たち、いろんな人が力を合わせて関東圏に持っていく、月にこれぐらいの量は出していく、それを出すと、お互いに成り立つという計算がなされていけば、それはそれでいいのではないかなと思うんですけど。じゃあなされないときに、20年間の契約だということなので、5年先、10年先に、厳しくなったときは、どういう方法でしのいでいくのかということもあると思

うんです。

ですから、そういうこともあって我々は聞いているわけです。だから、決めた以上は、やっぱり受けた人も、県も、お互いがそれだけの覚悟を持って臨まないと、うまくいくのかなと危惧するところがあるものですから。今後契約していくのであれば、そういう面についても、議会からこういうことも出てきていると、心配している部分を伝えながら、ちゃんとした契約にしてもらわないといけないなという、我々はそういう思いがあるんです。

○井上委員 関連していいですか。星原委員の意見は、委員協議の中で出た意見なんです。公募の目的は、ここに書いてあるとおりで、宮崎県としてはこういうことで公募しますと出しているわけですね。次の審査基準、マキタさんのところはクリアしているわけけれども、マキタさんのところから出されている事業の実現性及び継続性、貸付料とか、いわゆる審査基準をクリアできたという、その提出された資料は、委員会の中で見せてもらうことはできないんですか。

○山下委員 つけ加えて、井上委員が言われるように、事業計画がどれぐらいだというのは出ているはずなんです。そんなものもちゃんと、これだけの議論になったら出てこない、だからみんな雲をつかむような質問しかできないわけです。

○愛甲農業連携推進課長 審査の結果についてなんですけれども、中身については、後で委員の皆様個別にお見せすることは可能かなとは思っております。

○山下委員 ならば、今後、契約に進んでいくわけですね。契約する内容のひな形も当然できていると思うんですが、そういうものの提示

もいただきたいです。どういう内容で、どういう契約する予定なのか。

○愛甲農業連携推進課長 契約の中身につきましては、これからの協議になります。ですので、ひな形というか、様式はあるんです。その中身について、今から1カ月ぐらいかけて、優先交渉権者と県の間で詰めていく形になります。

○山下委員 契約書を出せということではないんです。こういう形で契約しようと思っているんだというものがあれば、それもあわせて。

○愛甲農業連携推進課長 わかりました。

○横田委員 確認ですけど、マキタさんが提案された内容を選定委員が評価されて決まったんだろうと思うんですけど、その評価に至った提案の内容をちょっと知りたいんです。どういうところを皆さんたちが評価されて、マキタさんを選定されたのかというところですよ。

○愛甲農業連携推進課長 簡単に説明させていただきましたけれども、五つの項目に沿って審査をさせていただいております。一つが、農産物を含む県産品の安定的、そして効率的な輸送につながるということが大きな課題、論点だろうということで、それにつきましては、提案内容が安定的かつ効率的な輸送体制であるかどうか1点と、鮮度保持です。委員からも鮮度についていろいろと忠告がございましたけれども、鮮度保持に配慮した流通施設であるかどうか2点目。

それから3点目に、やはりドライバーへの配慮が今後は必要になってくるということで、特に今問題になっているのは、長時間の運転もそうなんですけれども、着いたときに、荷おろしをしたりする作業が非常に負担になっております。これはドライバーがされているというふう聞いておりました、それが非常に負担になっ

ているということから、荷役作業の軽減ということで、国のほうでもパレット輸送を今後広げべき手法とっておりますので、そのパレット輸送とかの導入であったり、要はこれまでのドライバーが今後も安定して、その荷を運んでくれるような、持続的な輸送体制であるかどうかというところを論点にさせていただきました。

そして、一つは事業者の経営の問題も当然ありますので、事業の実現性なり継続性、そういったものについても一項目設けて、最後に価格です。平米当たり8万7,000円という単価が決まっていますけれども、それをもとに基本的な借地料は計算できます。ただ、これは少しでも高い金額で提案がなされることを我々も期待しております、最低限をその単価掛ける面積としておりますけれども、それ以上の提案でお願いいたしますということで、もし複数社から手が挙がって、それで提案をされたときには、一番高い金額の人を20点満点にして、それから点数を配分していくような形をとらせていただくということです。

○横田委員 JA物流みやざきさんは、今まで敷地の半分ぐらいを使っておられたんですね。

○愛甲農業連携推進課長 はい、そうです。

○横田委員 今回は敷地全部を使うということなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 おっしゃるとおりです。

○横田委員 先ほど星原委員からあったんですけど、この施設の利用する人、会社はマキタさんのグループだけになるんですか。それとも希望するところはみんな使えるということですか。

○愛甲農業連携推進課長 基本は、マキタ運輸さん単独で申請を受けておりますけれども、提

案の中にも、施設の中に、今後このような取り組みに賛同される方々が一緒に連携が組めるようにということで、施設の2階に事務所のスペースを幾つか用意しているみたいです。そういったところで、複数社が入ってきて、最終的にはそこで回していくようなことを構想の中ではお聞きしているところです。

○野崎委員長 よろしいですか。

もう1回確認しますが、審査基準の中身の詳細は、個別に説明していただけるんですか。

○愛甲農業連携推進課長 要請がありました内容については、早急に取りまとめさせていただいて、後日、提出させていただくということでしょうか。

○野崎委員長 それでは、あしたの午後1時までに資料をいただいて、委員会で協議して、採決に臨みたいと思いますので、午後1時までに各委員に資料の配布をお願いします。それよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは以上をもって、農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時59分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、委員会の再開時間ですが、あすの13時に再開いたします。その後、採決に入りたいと思います。それよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時59分散会

令和元年12月6日(金曜日)

午後0時59分開議

出席委員(8人)

委員	長	野崎	幸士
副委員	長	凶師	博規
委員		星原	透
委員		横田	照夫
委員		山下	寿
委員		佐藤	雅洋
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前野	陽子
議事課主任主事	渡邊	大介

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

昨日、資料要求しました資料の配付がありましたが、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時21分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

〔一括〕と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 一括でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、一括して採決いたし

ます。

議案第1号、第5号から第7号及び第15号から第17号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長の報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時21分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、先ほどの御意見等を踏まえまして、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、閉会中の継続調査について、お諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時24分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

1月23日の閉会中の委員会につきましては、

令和元年12月6日(金)

正副委員長に御一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それではそのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時25分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 野 崎 幸 士